

令和2年第2回竹原市議会定例会議事日程 第2号

令和2年6月15日（月） 午前10時開議

会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 下垣内和春 議員
- (2) 道法 知江 議員
- (3) 松本 進 議員

令和2年6月15日開議

(令和2年6月15日)

議席順	氏名	出席
1	下垣内 和春	出席
2	今田 佳男	出席
3	竹橋 和彦	出席
4	山元 経穂	出席
5	高重 洋介	出席
6	堀越 賢二	出席
7	川本 円	出席
8	井上 美津子	出席
9	大川 弘雄	出席
10	道法 知江	出席
11	宮原 忠行	出席
12	吉田 基	出席
13	宇野 武則	出席
14	松本 進	出席

職務のため議場に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住田 昭徳

議会事務局係長 矢口 尚士

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	今 榮 敏 彦	出 席
副 市 長	新 谷 昭 夫	出 席
教 育 長	高 田 英 弘	出 席
総 務 企 画 部 長	平 田 康 宏	出 席
地 域 振 興 部 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二	出 席
福 祉 部 長	久 重 雅 昭	出 席
建 設 部 長	影 田 康 隆	出 席
教育委員会教育次長	中 川 隆 二	出 席
公 営 企 業 部 長	大 田 哲 也	出 席

午前10時00分 開議

議長（大川弘雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程表第2号を配付しております。この日程表のとおり会議を進めます。

日程第1

議長（大川弘雄君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順位は、お手元に配付の令和2年第2回竹原市議会定例会一般質問一覧表のとおり決定いたしております。

順次質問を許します。

質問順位1番，下垣内和春議員の登壇を許します。

1番（下垣内和春君） それでは、令和2年第2回竹原市議会定例会一般質問をさせていただきます。創政会の下垣内和春です。どうかよろしく願いいたします。

まず1に、新型コロナウイルス感染症の予防下での危機管理体制についてお伺いをします。

新型コロナウイルス感染症が拡大して初めての梅雨や台風などにより水害が起こりやすい出水期を迎え、住民の分散避難や避難所での感染予防対策が求められています。内閣府は、4月に避難所での感染予防対策を促す通知を出されています。大規模災害では、避難所での密集は避けられません。避難所での感染予防対策と、避難者の中に発熱などの症状が出た際の避難所のゾーン分けなど、感染症の疑いが出た場合への対応についてお伺いいたします。

2番目でございますが、森林環境税及び森林環境譲与税の活用についてお伺いをさせていただきます。

我が国の温室効果ガス排出目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。竹原市の森林環境譲与税基金条例の制定についてお伺いをいたします。

竹原市においては、森林環境譲与税を令和元年度分、令和2年度分も基金積み立てとし、事業を実施する予定となっておりません。近隣の市では、広島県と地域調整会議を開催し、森林所有者の意向確認が始められています。間伐等の森林整備関係、人材育成・担い

手対策、木材利用・普及啓発等について、竹原市の森林環境譲与税の活用方針をお伺いいたします。

3 番目でございます。

本郷産業廃棄物最終処分場建設についてでございます。

本郷産業廃棄物最終処分場建設計画に対して、市長が1月29日広島県に提出された意見書には、地域住民との協議の場を確保し、信頼の醸成に努めるよう指導すること、自然災害による災害防止対策を徹底させるとともに、発災時に迅速かつ的確な対応を行う防災体制を構築するよう指導すること、さらに関係法令の排出基準が遵守されるよう監視及び指導を実施することとあります。しかし、産業廃棄物処理業者と市民による意見交換等の場を設定することもなく、4月23日、広島県は設置を許可いたしました。計画地は賀茂川へ流れる分水嶺でもあり、多くの竹原市民の水道水になっています。安定型処分場からの有害物質の混入による水質汚染の危険性と、処分場計画地は土砂災害特別警戒地域に当たることから、自然災害による廃棄物の流出という市民の不安と懸念が払拭されないまま、処分場が建設されようとしています。市長は、今回の意見書に基づく対応が適切になされるよう広島県に求めることにより、住民に上水道水源を含めた地域の環境に対する不安の払拭に取り組んでまいりますとあります。ここでの取組について、具体的な内容をお伺いいたします。また、今回提出した意見書を通して、引き続き県に適切に対応していただくことを求めるとありますが、市長の今後の適切な対応についての御所見をお伺いいたします。

続きまして、4 番目、自治体間交流について。

自治体間交流とは、国内の市町村間における相手地域を特定した交流の形態を示します。具体的には、姉妹都市提携、友好都市提携等に基づく各種交流事業です。自治体間交流をすることによって、自然環境・地域資源等の保全、自地域魅力の再発見・再認識、地域産業の継承や経済の活性化、教育の質の向上、健康・安全等に関する生活の質の向上、災害応援の関係づくりのきっかけといった効果、メリットにより、最終的に地域力の向上につながります。長年単独市制の竹原市には、必要と考えられます。

今後、自治体間交流をすることによって、他自治体のすぐれたところを参考にし、行政運営に取り入れることにより、「元氣と笑顔が織りなす 暮らし誇らし、竹原市。」の実現を目指す取組の一つとして自治体間交流を行うことに対して、市長の御意見をお伺いいたします。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 下垣内議員の質問にお答えをいたします。

1点目の新型コロナウイルス感染症の予防下での危機管理体制についての御質問でございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される中、本年4月に国から県を通じて、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について通知がありました。本市はこの通知を踏まえ、感染症対策物品の備蓄や、感染症対策を踏まえた避難所の運営方法の見直しなどを行ったところであります。

具体的な感染症予防対策といたしましては、避難者に対して入室前の検温や小まめな手洗い、せきエチケットなどの基本的な対策を行うとともに、避難所の衛生環境を確保するため、物品等の定期的な消毒、十分な換気の実施、避難者同士の間隔があげられるようスペースを確保してまいります。また、発熱や強いだるさ、息苦しさなどの症状が見られる避難者に対しましては、避難所において個室スペースへの移動、間仕切り等を使用した他の避難者との接触を極力回避する措置のほか、状況に応じて保健所への連絡、相談など、関係機関と連携した対応をしてまいります。

市民の皆様に対しましては、避難所が密接、密集状態になることをできるだけ避けるため、まずは災害の種別に応じて自分の住んでいる場所の避難の必要性を事前に防災ハザードマップなどで確認をしていただき、市が指定した避難所への避難だけでなく、災害の危険が少ない親戚や友人、知人の家等への避難についても事前に検討していただくよう、市ホームページやSNS、広報たけはら、タネットなど、様々な媒体を活用し周知を図っているところであります。

今後の大雨や台風などの自然災害から大切な命を守るため、適切かつ早期の避難行動につながるよう、市民に対してわかりやすい防災情報を伝達していくとともに、避難所における新型コロナウイルス感染症対策に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、2点目の森林環境税及び森林環境譲与税の活用についての御質問でございます。

森林環境税は、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、市区町村において、個人住民税均等割とあわせて1人年額1,000円が課税され、その税収は、全額が森林環境譲与税として県市区町村へ譲与されるものであります。森林

環境譲与税の活用につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律により、森林整備に関する施策、人材の育成と確保、木材利用の促進などの施策に充てることが規定されております。当該税の他市の活用状況としては、今後の森林の管理について、所有者の意向を確認するための準備作業や間伐などを実施されているところもあると伺っております。本市においては、竹原市地域振興基金に令和元年度258万6,000円を積み立て、本年度においても549万7,000円を積み立てる予定としておりますが、意向調査に向けた準備として、森林の所有者や所在などに関する台帳の整理を行ってまいります。その後、対象森林を一定の区域に分け、順次意向調査に入る予定としており、この結果を踏まえて、間伐等の森林整備や木材利用などの活用策について検討しながら、事業を計画的に進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の本郷産業廃棄物最終処分場建設についての御質問でございます。

三原市本郷町に建設計画のある産業廃棄物最終処分場につきましては、平成30年4月にJAB協同組合より設置許可申請がなされ、広島県により令和2年4月23日付けで設置が許可されておりますが、本市から広島県に提出した意見書の中で、事業者が関係法令の排出基準を遵守するよう監視及び指導の実施や、自然災害による被害防止対策を徹底させること、発災時に迅速かつ的確な対応を行う防災体制を構築するよう指導することについて求めており、意見書に基づく対応を適切に実施していただくとともに、三原市とも連携を図りながら、地域の環境に対する住民の不安の払拭に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、4点目の自治体間交流についての御質問でございます。

歴史的背景や文化、自然環境などの地域資源や都市の規模などに関連性や共通性のある自治体間において、地域の特徴を生かした交流を進めることは、相互の地域の活性化や地域課題の解決につながるものであると認識しております。他の自治体においては、例えば歴史上の人物にゆかりのある自治体同士での文化や観光、教育分野での交流や、地元の森林資源を活用した林業体験などを通じた環境保全分野での交流といった事例があり、さらにはこうした交流から、地域住民が主体の交流活動や災害時の物資の提供や人的応援といった取組につながっている事例もあります。本市においては、産業や観光の振興、災害対策、医療サービスの向上など、広域的な行政課題への対応や交流人口の増加に向けた取組については、通勤・通学や買い物、人口移動などでつながりが強い近隣市町とともに取り組む必要があるとの認識から、広島広域都市圏協議会などに参画し、圏都市町との連携、

協力を進めているところであります。

自治体間交流につきましては、他市の事例を参考に、本市と関連性や共通性があり、お互いの住民同士の交流や地域の活性化などの効果が見込まれる場合に、対象となる自治体との友好都市提携などの交流について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（大川弘雄君） 1 番下垣内和春議員。

1 番（下垣内和春君） 再質問をさせていただきます。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症予防下での危機管理体制についての再質問をさせていただきます。

こういう感染症の中での避難所においては、通常の避難所の受け入れ人数が当然制限されると考えますが、その周知や、指定避難所以外の場所を確保しているかどうか伺います。また、3密等を避けるための車での避難所も確保されなければならないと考えておりますが、その辺についてのお考えをお伺いいたします。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

このたびの新型コロナウイルス感染症に係ります避難所の関連の御質問でございます。

こういった中で避難所を開設するに当たりましては、このたび災害対応に加えまして、昨日も洪水警報が発令されたということで、今後も梅雨時期に入りまして本格的な出水期を迎えております。そういった対応に加えまして、このたびは新型コロナウイルス感染症対策を講じる必要がございます。その感染予防対策といたしましては、先ほど議員の方からもお話がございました、3密を避けまして、人と人の距離をとる必要があるものとなっております。当然、避難所への収容人数が制限されることが生じてまいるといふことでございまして、まずは、避難準備、高齢者等避難開始ということでレベル3でございます。こちらにおきましては、環境が整っております、特に空調の設備等が整っております地域交流センターを中心に、そういった避難所を開設することといたしております。当然、収容人数の3密を防ぐといった観点からもございますので、開設場所を確保していく必要があるといふことでございますので、状況に応じまして体育館などに開設いたしまして、多くの避難者を受け入れるなどの対応を行ってまいりたいと考えております。

指定避難所以外の避難所につきましては、実際実績もございます東洋コルクさんなどとともに地域の集会所なども利用しているという状況もございます。そのほかといたしまし

ては、このたび国の方からの通知もございまして、ホテル、旅館等々の利用というのもございまして、現在宿泊施設につきましても具体的に避難所として利用できるよう協議を行っているという状況でございます。

もう一点、車での避難ということでございます。

車で避難する場所、いわゆる車中泊で1泊程度でということで、他市の方の状況も踏まえておりますが、この新型コロナウイルスの感染症の感染リスクを回避するということでは、当然このような状況でございますので、必要であろうと考えております。具体的な場所といたしましては、バンブー・ジョイ・ハイランドの駐車場、あるいは現在災害協定をフジと結んでおります。その中で、フジの駐車場につきましてもこういった一時避難の場所として御了解を得ているという状況でございます。

こういったことも広く周知を図ってまいるとともに、そのほか市の一時避難場所として公園あるいはグラウンド、スポーツ広場も指定しておりますので、そういった場所の活用も十分行ってまいりたいと思っております。このことも周知を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 1番下垣内和春議員。

1番（下垣内和春君） なるべく多くの避難所を設置していただいて、皆さんが分散して避難できるような対応をとっていただきたいと考えております。

続きますのは、市民の生命を守るという中では、自助、自分の命は自分で守るということでございますが、私は、そのためには今回の感染症を含めて分散避難、ある程度市民の皆様方も避難するところを2カ所以上ぐらいは自分で考えていっていただきたいと思えます。そして、安全なところに至急に避難していただくということでございますが、その辺の徹底を、答弁書ではやっていくということになっておりますが、今以上にそのことについては、自分の命を守るという観点からもう一度徹底をさせていただきたいと考えております。

今度は、共助の関係でございますが、地域の中で地域の皆様方、特にひとり暮らしの高齢者とか、今部長も言いましたが、レベル3でなかなか避難に時間のかかる方については、地域の自治会とか民生委員の方々や自主防災組織に協力していただいて、あらかじめどこへ避難されるのかがわかれば、それをある程度確認しておいた方がいいのではないかと思います。とにかく、コロナがあるからということでなかなか避難をされないというの

が一番困るわけで、直面した災害におきましては、早く安全なところへ逃げていただくというこの対策をしっかりとっていただきたいと思いますが、その辺についてのお伺いをさせていただきます。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

分散避難ということで、議員から今お話がございました。

新型コロナウイルス感染症はまだ終息していないというところがございますが、今後は第2波、第3波もいろいろ話が出ているところがございますが、そういった中におきまして災害時の避難といたしましては、避難所への避難だけではなく、親戚、知人宅への避難や、一時的な、先ほど申しました車内での避難などが分散避難ということでございまして、こういったことが新型コロナウイルス感染症の感染リスクを避ける行動として重要になってくると考えております。市長答弁でも申し上げましたが、広報、SNS、タネネット、またあるいは防災情報のメールなどを活用いたしまして、事前に災害時の避難につきましては対応をお考えいただくよう周知を図っているところでございます。

そうは申しましても、こういった媒体以外にも周知は当然必要でございまして、地域におきます会合、あるいは地元の消防団、民生委員さんや地域のボランティアなどの協力によりまして、こういった方によって、お話がございました高齢者などの方へのふだんからの声かけなどが重要であろうと考えております。こういったことから、今広島県は避難の呼びかけ体制づくり事業というのを行ってございまして、この事業を活用して、市内でも地域におきまして自主防災組織の連絡体制の構築の支援、あるいはそういったものを利用することによりまして、高齢者の方たちがこれまで以上に早目の避難につながるよう効果的な周知、啓発を行ってまいるといふふうに思っております。

それで、警戒レベルのお話がございましたが、警戒レベル3、4が出ましたら、危険な場所からの避難というのが大前提でございまして、レベル3は避難に時間を要する人の避難、レベル4では安全な場所への避難行動というものがございまして、早目早目の避難によりまして大切な命を守る行動というのがとても重要と考えてございまして、その点は踏まえてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 1番下垣内和春議員。

1番（下垣内和春君） その辺、よろしく対応していただきたいと思っております。

この再質問で最後に質問をさせていただきますが、今回は感染症があるということで、避難所の運営が重要ではないかと考えております。そのためには、担当するのは職員さんだと思いますが、職員さんに対して手順や動線、しっかりとした確認をしていただき、把握し、対応していただきたいと思ひますし、また職員さんも感染症対策をどうしてもやらなければいけないということで、避難所の運営は難しいと思ひます。その辺について、自治会等に御協力をいただき、早期に避難所が開設できるようなことも考えたらいいのではないかとと思ひますが、その辺についてお伺いをさせていただきます。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に対策を講じた上で避難所の運営ということでございます。

このコロナ対応を考えました上で業務に従事していく必要があるということでございまして、本市としましてもこの感染症の対策マニュアルをつくっております。これによりまして、主に流れといたしましては、入室前の問診と検温の実施、避難された方の名簿の作成、手洗い、せきエチケット、マスクの着用の徹底、避難者同士の間隔の確保、十分な換気の実施などの取組、またドアノブとかスイッチ類、こういった多くの人が触れる共用部分の消毒などにつきましても、先ほどお話がございました、避難者の方も含めてですが、地元の自治会の方たちの協力もいただきながら対応を行ってまいりたいと思っております。避難所の運営に当たる職員につきましてもフェースシールドやマスクの着用は当然でございまして、感染予防対策を十分講じた上で業務に当たることとしております。こうしたことから、コロナに対応した十分な対応がとれるように取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 1番下垣内和春議員。

1番（下垣内和春君） ありがとうございます。

昨日も雨が降ったということで、大雨警報が他市には出ておりましたが、安全な場所へ早目の避難というのが一番だと思います。そのためには、分散避難をしっかりしていただくということと避難所の対策が重要ではないかと思ひますので、今後そのことにつきましてしっかりとやっていただくようお願いをさせていただきます。

続きまして、森林環境税及び森林環境譲与税の活用についての再質問をさせていただきます。

森林環境譲与税を活用しての森林整備をするための広島県との地域調整会議はいつ開催されるのか、その予定をお伺いしたいと思います。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（影田康隆君） 広島県との調整会議についての御質問でございます。

まず、本年森林台帳の整理方法としまして、指導助言していただく場として、県、市森林組合によります担当者レベルの予備会議を速やかに開催し、それを踏まえまして台帳の整理を進めてまいりたいと考えております。また、その後一定程度の台帳整理が完了した時点で本年度中に調整会議を開催しまして、次年度以降の意向調査に向けた具体的な方針や計画についての協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（大川弘雄君） 1番下垣内和春議員。

1番（下垣内和春君） この事業につきましては、国は令和2年度より災害防止、国土保全、機能強化等の観点から、森林整備を一層促進するために森林環境譲与税の譲与額を前倒して2年度は増額をしております。都道府県、市区町村がそれぞれの地域の実情に応じた森林整備及びその促進に関する事業を幅広く弾力的に実施するための財源としているということなので、今いろいろと県と森林組合等、いろんなところと協議をするということですが、竹原市の実情を考えた時に、木材利用がいいのか、竹原であれば竹林の整備をするのがいいのか、災害防止の事業をするのがいいのか、林道の整備をするのがいいのかということを真剣に考えて、国は前倒して譲与金というのはある程度借入金とか、そういうものでやっていらっしゃると思いますので、どうか早目に取り組んでいただきますようによろしくお願いいたします。

続きまして、本郷産業廃棄物処分場についての再度の質問をさせていただきます。

広島県が設置を許可した本郷産業廃棄物最終処分場は、当然皆さんが知ってのとおり、コンクリートなどで遮蔽していない安定型処分場で、有害物質の混入する水質汚染の危険性と土砂災害特別警戒地域にあり、多くの地域住民の不安は解消されていないと考えております。まず、その観点から、安定型の処分場については設置されない方がいいだろうと考えております。答弁書の中で、地域の環境に対する住民の不安の払拭に取り組んでまいりたいと考えておりますと答弁されておりますが、具体的にはどのような取組をされるのかお伺いをさせていただきます。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 失礼いたします。

現在、本市といたしましては、許可指導権者である広島県に対しまして、意見書という形で本年1月に3つの意見書を提出させていただいております。これは、議員が最初の質問の中で言っていた、まず1つ目は地元住民の皆様との協議の場、これを確保し、環境保全協定の締結、できればこれが一番いい形だろうと思いますけども、これに向けて取り組む。そして、協議を通じて水資源の保全等に対する不安を払拭し、信頼の醸成に努めるよう業者を指導してください、これが1点目です。

2点目は、自然災害が大規模化、多様化し、災害発生時には道路の寸断等による交通への影響等、住民への影響が甚大となっていることから、自然災害による被害防止対策、これを業者に徹底させてください、また発災時には迅速にそれに対応できるように防災体制を構築して下さるよう指導してください、3つ目は関係法令の排出基準、これが適正に守られるように監視及び指導を実施してください、こういった県に対してのお願いといえますか、意見を述べさせていただいているところでございます。この3つの事項がなかなか、特に1番につきましては、それがいい形になっていない状態で許可に至っておりますので、県におかれましては引き続き関係地域の住民の方々にしっかりと説明を尽くし、協議をするように指導をしておりますというお答えをいただいているところでございます。

それで、これらの3つというのが結局は住民の皆様の大きな不安という形で、その原因となっているところでございます。そうした意味におきまして、これらを一つ一つ改善していくことが住民の皆様不安の解消につながるものと考えているところでございまして、冒頭市長答弁にもございましたように、これらが進むように許可指導権者である広島県はもとより、三原市さんとともに連携を図りながら一つ一つ進めて、地域環境に対する住民の皆様不安の払拭に取り組んでまいり、こういうふうと考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 1番下垣内和春議員。

1番（下垣内和春君） 地域住民の不安の主な原因は、水質が汚染されるという可能性を懸念されているのだと思います。今後、県はいろんな生活環境保全等の検査を行ってまいります。それに対して市も同行して、意見書に基づく適切な対応がされているか等についての確認をしていただけるのかどうか。それと、市民の不安な声や意見について、竹原市は県に対して伝えていただき、地域住民に寄り添った対応をしていただけるかについてお

伺いをさせていただきます。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 県は、法に基づきましていろいろな検査を今後やってまいります。そうした中、例えばその立ち入りに本市職員が同行して、本市職員には指導等の権限はございませんが、的確に検査が実施されているか、事業が的確に実施されているか、それを同行して確認することは可能であり、そうしてまいりたいと考えております。

以上です。

（1 番下垣内和春君「市民に対する」と呼ぶ）

申しわけありません。市民の皆様の不安という御意見、こういったものには当然大きな不安、小さな不安、いろいろなものがあるかと思えますけども、そういった市民の皆様の御意見に関しましては確実に県の方に伝えまして、それで業者に対応するよう求めていると、指導していただくようにいたします。

以上です。

議長（大川弘雄君） 1 番下垣内和春議員。

1 番（下垣内和春君） ありがとうございます。

この処分場問題は、県が許可をしたことで新たな段階を迎えていると考えております。既に建設工事は始まっております。それに対して、差し止め等を裁判等で提訴されております。しかしながら、依然として市民の不安は解消されていないと考えております。許可するのは県で場所は三原ということで、竹原市の対応も難しいところがございますが、実際に処分場からの水の約7割が竹原市に流れてくるということを強く重んじていただきたいと考えております。市としては、今回の意見書の内容が確実に履行されるように広島県に要請していただき、地域の環境保全に努めていただきたいと考えております。

最後に質問を市長の方にさせていただいて、今回の一般質問を終了させていただきたいと思っております。

本郷産業廃棄物最終処分場等に伴う市民の不安は解消されていないと考えます。そのために、市長として今協力をお願いをしたいと思います。このことについて市長の御答弁をいただいて、私の一般質問を終了させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 廃棄物処分場に関わる下垣内議員からの御質問で、市民の皆様から

多くの不安がいまだあるというふうなことでございます。

質問及び私の答弁での話のとおり、広島県は既にこの計画について許可されているところでございます。ただ、許可に至るまでのプロセスの中で、意見書という形でございますが、竹原市としての思いを伝えさせていただいております。このことを許可がなされた以降であっても、着実に広島県において、また事業者において履行していただけることが住民の皆様の不安の払拭に一つ一つつながっていくものというふうに認識しております。不安が今あるということは遺憾でございますけれども、引き続きこの件については、竹原市としても三原市さんと連携して、広島県ともしっかりと情報交換する中で取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、御理解いただけますようよろしくお願いいたします。

議長（大川弘雄君） 以上をもって1番下垣内和春議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午後 0時58分 再開

〔議長交代〕

副議長（堀越賢二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位2番、道法知江議員の登壇を許します。

10番（道法知江君） 令和2年第2回定例議会一般質問、公明党の道法知江です。どうぞよろしくお願いいたします。

1 本市に求められるコロナ危機への対策

医療従事者の皆様をはじめ、新型コロナウイルス対策の最前線で奮闘してくださっている方々に心より感謝を申し上げます。それぞれ御自身の生活があり、御家族もいる中、使命感を抱き奮闘してくださっています。皆様に最大限の感謝の気持ちを伝えたいと、国民全体が共有している思いです。

新型コロナウイルスの感染拡大がおさまらない時、政府は4月16日、インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大するとともに、同7日に決定した緊急経済対策を一部変更し、所得に関係なく全国民1人当たり10万円の一律給付を実行いたしました。本市も迅速に対応し、5月26日の時点では既に給付済みが80%を超えて市民に届いています。申請用紙送付後約2週間でこの速さはどこの自治

体にも負けないスピードで、休日返上で対応して下さった職員の協力によるものと理解をしております。現段階では、給付完了率は95%と伺っております。新型コロナウイルス対策緊急事態宣言の全面解除が5月25日に出され、中国5県間の移動自粛解除も6月1日からと中国知事会で決定しました。感染予防を心がけ、正しく認識し、経過を見ながら段階的に社会経済活動の幅を広げていかなければなりません。

社会経済活動の段階的再開については、政府は5月27日に閣議決定された第2次補正に盛り込み、第1次補正予算を強化するものとなっております。現段階では、概算ですのでフレームということではありますが、骨格が決まれば、どこの自治体もある意味競争で実行に移します。準備をし計画を立て、それぞれ迅速に行うためにも、以下の点について既に閣議決定されている第2次補正予算、大まかなものになりますが、認識と対応検討について御質問をいたします。

①雇用調整助成金の拡充

雇用調整助成金の日額上限が、8,330円から1万5,000円に引き上げられます。これは、雇用の維持のためでございます。休業手当を受けない労働者に給付制度の創設があります。これは、労働者自らが直接申請することができるものとなっております。

②資金繰り対応の強化

中小・小規模事業者、中堅・大企業ともに財政投融资の最大限の活用があります。

③家賃支援給付金

店子に対して支給する家賃支援給付金。

④学生支援緊急給付金の創設等

アルバイト収入の激減等により学業を断念することがないように、授業料等の免除があります。

⑤医療提供体制等の強化

ウイルスとの長期戦を戦い抜くことができるよう、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を、1次補正予算による措置を含め全額国費で大幅な積み増しにより、強力な支援となっております。患者と接触する医療機関の医師、看護師らに最大20万円の慰労金となっております。診療体制の確保や感染防止に必要な整備に対する補助などがあります。

⑥その他の支援

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充 2 兆円、これは地域の実情に応じた自治体の取組を力強く後押しするとともに、新たな生活様式等への対応を図るとなっています。その際、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への支援となっています。

財政健全化の取組最中の本市にとりまして、コロナ渦から市民生活を守るため、特に大事になる地方創生臨時交付金の活用はどのようなところに重点を置き、市民の生活、暮らしや経済を守ろうとされているのかお伺いいたします。

また、市民の懸命な協力で、今は感染者が出ていない竹原市ですが、梅雨時期で出水期を迎えます。避難所での感染予防のための準備は整備されていますか。医療体制や医療崩壊を招くことのない準備は整っていますか。近隣市町との連携はありますか、お聞きいたします。

どこの自治体もそうですが、首長の迅速な判断と情報提供により、住民の不安を払拭し、安心感を与えます。第 2 波、第 3 波の可能性が排除できない中で長期戦を見据え、状況の変化に応じ、今後の対応に万全を期すためにも、反転攻勢に向けた準備をお伺いいたします。

以上でございます。

なお、答弁によりましては自席にて再質問を行ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

副議長（堀越賢二君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 道法議員の質問にお答えいたします。

まず、本市のコロナ危機への対策における地方創生臨時交付金の活用についての御質問でございます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、4 月 7 日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、新型コロナウイルスの感染症拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう創設された交付金制度であります。この交付金は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業が交付対象となっており、具体的には、緊急経済対策に掲げられた感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、雇用の維持と事業の継続、次の段階としての官民を挙げ

た経済活動の回復、強靱な経済構造の構築の4つの柱のいずれかに該当する事業に活用することとされており、またその配分額は、人口、新型コロナウイルス感染症の感染状況等に応じて各地方自治体に配分され、本市には一次配分として約1億1,000万円が交付されることになっております。

現在、本市においては、新型コロナウイルス感染症対策として、総額約28億6,000万円の補正予算を専決処分と2回の臨時議会において5月に承認及び可決いただき、取組を進めております。その際、地方創生臨時交付金につきましても、一次配分枠については全額予算化しているところであります。地方創生臨時交付金の活用における考え方につきましては、前段で御説明いたしました4つの柱に掲げる事業のうち、マスク・消毒薬等の備蓄、医療機関等への感染症拡大防止対策支援事業などの感染拡大防止策、子育て家庭等への生活支援事業、中小企業者等事業継続支援給付金などの感染拡大に伴う活動自粛等の影響を受けている地域経済や住民生活に対する支援策に重点的に予算を配分しております。

次に、避難所での感染症予防のための準備についての御質問でございます。

梅雨時期に入り出水期を迎える中、新型コロナウイルス感染症への避難所における感染症予防対策については、避難所への避難者に対して入室前の検温や小まめな手洗い、せきエチケットなどの基本的な対策を行うとともに、避難所の衛生環境を確保するため、物品等の定期的な消毒、十分な換気の実施、避難者同士の距離があげられるようスペースを確保してまいります。また、発熱や強いだるさ、息苦しさなどの症状が見られる避難者に対しましては、避難所において個室スペースへの移動、間仕切り等を使用した他の避難者との接触を極力回避する措置のほか、状況に応じて保健所への連絡、相談や関係機関と連携した対応を行うなど、適切に対応をしてまいります。

次に、医療提供体制の確保や医療崩壊を防止するための準備につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等において国及び都道府県が実施する措置とされており、広島県においては、現時点で中等度から重度の患者を収容する医療機関の病床が266床、軽症者向け療養施設が130室確保されております。これは、厚生労働省の試算による広島県のピーク時の重症患者数169人に対応できる病床数となっており、治療に必要な人工呼吸器及び人工心肺装置ECMOについても、ピーク時の必要数が確保されております。病床や療養施設等の医療提供体制は、県から今後も計画的に拡充すると伺っておりますが、本市におきましても、県及び本市の属する広島中央2次医療圏内の市町をはじめ

めとした近隣市町と連携し、市民への適切な情報提供や医療機関等への支援など、感染拡大防止対策を推進してまいります。

新型コロナウイルス感染対策については、有効な治療法やワクチンの開発がいまだ実現していない中で長期にわたる対応が避けられない状況となっており、今後も様々な対応、取組が必要となってくるものと考えております。こうした状況の中、国においては第2次補正予算を編成し、さらなる対策を講じることとされており、本市といたしましても、増額された地方創生臨時交付金を活用し、地域経済や住民生活に対する支援に加え、第2波、第3波に対する備えを行うとともに、官民を挙げた経済活動の回復に向けた中・長期的な視点も加味した前向きな施策についても実施していくなど、新型コロナウイルスの感染状況を見据えながら、時期を失することなく適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

副議長（堀越賢二君） 10番道法知江議員。

10番（道法知江君） まず、この一般質問原稿の提出日が6月1日でしたので、既に第2次補正予算は決定いたしておりますので、あらかじめその旨をお伝えさせていただきたいと思っております。

国難とも言える、国難だけではなく世界においても、こういった想像を絶するコロナ感染によって世界の人々が困難な状況ではないかなというふうに感じております。歴史をひもとくと、1918年の第1次世界大戦の時にはスペインで風邪がはやったと。スペイン風邪と言われて、今で言うインフルエンザになると思いますけれども、その時の世界の人口が16億人で、そのうち3分の1に値する6億人が感染されたということで、死者は4,000万人から5,000万人ぐらいいたのではないかと一部文献でありました。まさしく、それによって第1次世界大戦が終息したということも事実ではないかなといった文献がありました。このように、21世紀は想像を絶する感染症との戦いと言っても過言ではないというふうに変更して感じました。

そこで、本市におきましても、様々な角度から様々な方たちがコロナウイルスに対する対策に真剣に対応していただいております。竹原市議会議員といたしましても、議会の方も市長、教育長宛てに新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書を5月8日に全員で出させていただきました。この内容を説明させていただきたいと思っておりますが、緊急事態宣言発令に伴う外出自粛や休業要請により、事業者からは休業などによる収入減により生計

が苦しいとの切実な声も多くいただいております。市民生活や経済活動への影響ははかり知れず、いまだ終息が見通せない先行き不透明な状況の中ではありますが、SDGsに基づき、誰ひとり取り残さないという危機感を持って行政機能を維持しつつ、市民等への支援が確実に届くよう、万全の対策を講じることが第一と考え、以下の項目について議長から要望をしていただきました。

1 情報発信について

(1) 国や県からの情報を積極的に正確かつ迅速に市民や事業者等にわかりやすく発信すること。

(2) 情報の提供については、ホームページやSNSに限らず、「広報たけはら」や自治会回覧・タネット放送等、様々な媒体を活用することで、実効性を高めること。

2 相談体制について

感染防止をはじめ、新型コロナウイルス感染症対策で困窮している家庭や事業者等の相談者に寄り添った対応体制をとること。

3 「給付金事業」について

特別定額給付金並びに子育て世帯への臨時特別給付金については、対象となる全ての人が容易に申請手続きを行えるよう体制を構築し、迅速かつ確実に給付がなされること。

4 家庭支援について

学校休業または外出自粛に伴い増加が懸念される家庭内での児童虐待・DVの防止や相談者に寄り添った対応を行うこと。

5 学校休業への対応について

学習環境の格差が生じないよう特段の配慮を行うこと。

6 国・県等への要望について

全国市長会等を通じ、以下の項目について早急な要望を行うこと。

ア 医療、福祉、介護事業への格段の支援要請

イ オンライン授業や自宅学習を可能にするための「GIGAスクール構想」の早期実現

ウ 「新型コロナウイルス感染症」対策事業拡充へ向けた「地方創生臨時交付金等」追加財源の確保

エ 中小企業・個人事業者に対する休業補償制度の拡充

7 危機管理体制の構築について

地震・豪雨等の自然災害などが発生した場合に備え、避難所開設時の感染防止策の整備など、危機管理体制を想定しておくこと。以上。

ということで、5月8日に要望書を市長、教育長に竹原市議会として大川議長より提出をしていただきました。迅速に対応していただいたなというふうに感じております。市独自策というのも手を打っていただいております。そこには感謝申し上げないといけないなというふうに感じております。

最初に、福祉部の関係のところを質問させていただきたいと思っておりますけれども、午前中の方でいろいろ災害等について、コロナの対策等も含めて御質問がありましたので、そこは省かせていただいて、私の方からは医療体制についてをお伺いさせていただきたいと思っております。

それというのも、6月の広報紙の中においては、一番新しい広報紙なのですが、新型コロナウイルス感染症ということで市長の言葉があります。全ての市民の皆様とともに一丸となり、オール竹原で今回の危機を乗り越えようという決意をしていただいて、その下に新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口ということで、症状が認められた方は速やかに相談窓口ご連絡し、指示に従ってくださいと書いてありました。この確認なのですが、まず熱があつてせきもして、どうなのだ、体調が悪いなと思った時には、この広報紙と同じように広島県感染症疾病管理センターへ連絡するものなのかどうか、教えていただきたいと思います。

副議長（堀越賢二君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） まず、コロナの感染が疑われるような状況の場合でございますけれども、まずは保健所ですとか、先ほど議員から御紹介がありました広島県の感染症疾病管理センターの方に電話で相談をしていただければというふうに思います。そちらでPCR検査を受けるかどうかといったこととか、あとはかかりつけ医の受診を勧められるとか、そういったことがございますので、まずはそちらの方に電話をしていただければというふうに思っております。

副議長（堀越賢二君） 10番道法知江議員。

10番（道法知江君） 答弁書を見させていただいたのですが、広島県内で患者を収容する病床とか療養施設は確保になっております。私がここでお聞きしたいのは、新型コロナウイルス疑いの救急患者を搬送する際、どの医療機関に搬送するのか、これがまず1点。救急患者の搬送先となる医療機関は既に設定済みなのかどうか、お聞きしたいと思います。

います。

副議長（堀越賢二君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） まず、患者の搬送ということでございますけども、まず感染を拡大してはいけないということで、まずは自分で病院等に行かれる場合には御自分で行っていただくということが基本になるというふうに思います。御自分で行かれない場合は救急搬送ということになりますけども、そちらの場合については指定医療機関ですとか、そういったところへ搬送されるということになります。

副議長（堀越賢二君） 10番道法知江議員。

10番（道法知江君） もう少し具体的に、なぜここを聞くかという、たらい回しが懸念されることはないのかということです。4月9日だったのですけれども、広島県は新型コロナウイルスの感染が疑われた救急患者のうち、搬送先がすぐに決まらない、たらい回しが39件ありました。救急の現場が混乱しないよう、受け入れ先の指定は速やかに、緊急体制の整備というのにはできているかどうかということで、医療機関は設定済みなのかどうかということをお聞きしたいと思います。

副議長（堀越賢二君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 既に、県の方でそういった搬送する機関が設定されております。どこに搬送するかについては、先ほどの保健所等が調整をして、あいている機関の方へ搬送するということになります。

副議長（堀越賢二君） 10番道法知江議員。

10番（道法知江君） では、間違いなく搬送されるということだと思いますけど。

直接行かないことではないのですかね。まずは電話をして、医療機関等もかかりつけもありますけれども、保健所もありますけども、まずは電話をするということが第1点ではないかなと思いますので、間違いなく医療機関を設定済みだというふうに部長の方から御答弁いただきましたので、もしものことがあった時には、緊急患者を搬送する際には心配ないというふうに理解をさせていただきます。

次に、午前中もありましたけども、かぶらないようにしたいと思うのですけども、避難所の対応なのですけど、30年の豪雨災害の時の避難所への避難者の最大の数と、何カ所指定の避難所があったのかということを知りたいと思います。

副議長（堀越賢二君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

避難の関係でございまして、一昨年の平成30年7月豪雨災害におきます避難の関係でございまして。

その時でございまして、最大値で申し上げますが、避難所の数といたしましては指定避難所が23カ所、また自主避難所が1カ所は東洋コルクを把握しておりますが、そのほかの小さい施設のところは網羅してございませぬが、最大で24カ所以上ということでございまして、避難者の数につきましては最大で791人と把握いたしております。

以上でございまして。

副議長（堀越賢二君） 10番道法知江議員。

10番（道法知江君） 昨日も洪水の警報が出るということで、予断を許さない時期ではないかなと思っておりますけれども、今災害が起きたら、危険な場所にいる人は避難をすることが原則で、コロナのこともありますので、3密状態になりやすい感染防止と避難については、避難先を車中泊や親戚、知人宅、民家などの分散避難も示しております。ただ、住民からは今の指定避難所における避難は集中が避けられるだろうかという御質問がありましたので、それに対してお答えをいただきたいと思っております。

副議長（堀越賢二君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 避難に関する御質問でございまして、前提といたしましては安全な場所への避難ということになりますので、現在安全な場所にいる方は当然避難所への避難をする必要はないと考えております。避難所への避難が3密になるという前提もございまして。指定避難所への避難だけではなく、先ほど議員の方からもございましたが、親戚や知人宅への避難といった避難先、これも事前に確保していただくということは検討いただきたいと思っております。

可能な限り新たな避難所の確保というのは大切なことでございまして、先ほど平成30年7月豪雨災害の最大の避難者の数を申し上げましたが、それはコロナの前の話でございまして、当然その施設に収容される人数というのはそれよりは少なくなるというのが前提でございまして、そういった意味も加えまして、事前にまずはハザードマップ等で御自分の住まわれているところがどういった場所なのかと、どういった災害の危険があるのか、危険が少ないのであれば逃げなくてもいいのだということを改めて認識いただきたいと思っております。その点につきましては、我々もホームページとか広報、SNS、タネットだけではなく、直接住民の方に伝わるように、特に高齢者の方の方にわかりやすい情報が伝わるようにというのは工夫したいと思っておりますし、議員の方から常におっしゃられて

まず迅速かつ正確というのが大前提とっておりますので、その情報も含めまして避難所のあり方については、これまでもですが、これからより一層検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

副議長（堀越賢二君） 10番道法知江議員。

10番（道法知江君） スペースの確保とあるのですけれども、答弁書に。避難所ごとに広さや個室の数が異なると思います。世帯ごとに分けるのか、間仕切りや区切りというものも必要になってくる。先日、企業の方が段ボールベッドとか、そういうものを提供して協力していただけるということがありました。指定避難所の対応は災害によって様々なものになると思いますけれども、今、ハザードマップに載っている37カ所、これは一度点検するべきではないかなと思うのですけれども、この点についてお伺いしたいと思いません。

副議長（堀越賢二君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 避難所におけるスペースの確保ということでございまして、議員からございましたように、3密を避けるというのが大前提である中でございまして、通常の収容の想定人数より少ない形でスペースを設けるということでございます。現在のところですが、従来でありますと1人当たり2平方メートルを基準にしておりますものを、おおむね4平方メートルに変更し対応したいと考えております。そうした中におきまして、お話にございましたが、出水期を迎える前ということで、現在職員の方には事前の研修ということをしている中で、またミーティングも重ねて行う中で、実際の現場におきまして、お話にございました間仕切りとか段ボールのベッドを実際に据えて、どういったスペースが確保できるかというのは行ってまいるとしております。また木曜日、金曜日あたりが雨という予報もございますので、それは今早急に詰めておりますので、またそういった情報が入り次第、議員の方にもお伝えしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

副議長（堀越賢二君） 10番道法知江議員。

10番（道法知江君） 災害対策基本法42条の規定に基づいて、竹原市地域防災計画が策定されております。このたびの新型コロナウイルスの災害に備えた感染対策の新たなマニュアルは準備、これからになるのですかね。準備されていますでしょうか。

副議長（堀越賢二君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 午前中の一般質問でもお答えしましたが、感染症対策に関するマニュアルというのは設けております。ただ、地域防災計画に新型コロナウイルス感染症対策を盛り込むのは、現在国の方の防災基本計画でも、5月末だったと思いますが、そこが改定されたとお聞きしております。まだ広島県の方から対応したものの原案はもらっておりませんが、県の方も感染症対策に関する避難所の運営のマニュアルは策定されておりまして、我々の方もその内容につきましては提供を受けております。そういったものを総合的に含めまして、地域防災計画の中におきましても新たな課題でございます新型コロナウイルス感染症対策というのは、必要事項を盛り込んで取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

副議長（堀越賢二君） 10番道法知江議員。

10番（道法知江君） 迅速に対応をお願いしたいと思います。

次に、一番ここが重要になるのかなと思う、第2次補正もそうなのですが、まず特別定額給付金が一律10万円ということで給付されました。これに対して一応首長として、一律10万円給付に対する考え方というか、どのように感じておられるか伺いたいと思います。

副議長（堀越賢二君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 済みません。道法議員の質問の趣旨を私がまだ理解できていないかもわかりませんが、特別給付金10万円が給付されたことにより、地域の生活または経済活動が非常に疲弊している中で、この10万円が地域経済に好転をもたらす効果というのは大いに期待できるというふうに認識をしております。私を含め、議員も含め、なかなか公選法上の制約がある中で、どのようにこの取り扱いをするべきかということについては、それぞれが考えるべきことではあると思っておりますけれども、地域経済が好転するように十分この点を利活用されるべきというふうに認識をしております。

副議長（堀越賢二君） 10番道法知江議員。

10番（道法知江君） ありがとうございます。

4月に一律10万円給付の実施が決定しました。これは理にかなった政策ということで、特に所得制限などを設けずに一律給付とした点については、社会に分断をつくらぬという意味で適切な判断だったということの有識者の方々が言われております。また、成立のプロセスに注目してほしいですと。日本では官僚主導型で政策が立案されるケースが

多い、その中で、今回のように国民の要望が政策を変えるという形に結実したこと自体珍しく、政治的に見ても意義のあるものだと思いますというのが有識者の声として載ってありました。先ほど市長の方も、好転をもたらすために地域にどんどん波及していただきたいなというふうに、私も感じております。

そこで、新型コロナウイルスの影響が長引き、経済的負担が重くのしかかる子育てや介護などで特に支援が必要な世帯に対して、自治体本市として独自施策というものもまだどんどん打ち出していく必要があるのではないかなと。1次補正、2次補正、政府が5月19日に閣議決定したこの2次補正については、大まかな概要については先ほど壇上にて説明をさせていただきました。この時期に、おそらく19日ぐらいに閣議決定を済ませて予算が国から県、県から市、本市におりてくると。前回の1兆1,000万円が竹原市の場合には1億1,000万円であったと。そうすると、今回2兆円ですので、単純計算して2億円程度は本市におりてくるのではないかなと。だとすると、そういう時期というのはおそらく想像がついていると思いますので、地方創生臨時交付金が予定で大幅に拡充される見込みと既に計算されて、準備は進めていただいているのではないかなと思います。準備をされているのではないかなという思いの中での質問になるのですけれども、現段階での地域の実情というのはどのように把握されているのか、お伺いさせていただきたいと思います。

副議長（堀越賢二君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

地域の実情ということでございまして、2次補正に絡んだ御質問がございました。

地方創生の臨時交付金につきましては、議員の方からお話がございましたが、1次補正で国の予算1兆円のもの2次補正で2兆円プラスされたということでございまして、本市の1次の配分が約1億1,000万円ということが予定されている中で、2次補正分、単純にその1億1,000万円が2倍になるというふうには、なかなか難しい面はあると思っております。と申しますのも、この2次補正が国の方では1次補正で不十分とされていた家賃や雇用の支援充実を柱に据えられたというふうに伺っております。そうしますと、単純に1億1,000万円が2億2,000万円にはならないと思いますが、本市の場合ですね。実情を鑑みますと、暮らしへの影響というのが大きい中でこの補正が組まれたと思っております。実情といいますと、事業主さんであるとか、お話がございました子育て世帯とか障害者の世帯とか、いろんな世帯がある中で、本当に困っていらっしゃる方

にこのお金が行き渡るというのが本旨だと思っておりますので、そういった実情につきましては、新聞報道でもありましたが、商工会議所のアンケート等でもかなりの事業主の方が困っていらっしゃるのが実情というのを踏まえておりますので、そういった面も総合的に踏まえまして、まだ交付金の内示額が出ておりませんが、出次第、対応は速やかに行っていきたいと思っておりますし、事業が固まり次第、議員の皆様にもお示しいたしまして御決定いただきたいと思っておりますので、その点はよろしく願いいたします。

副議長（堀越賢二君） 10番道法知江議員。

10番（道法知江君） あらゆる国の方の支援として、持続化給付金とか雇用調整助成金とか休業要請による協力金等々が出ております。ただ、先ほど部長が言われたように、地域を回らせていただくと、声として、ひとり親世帯の収入減が目立っているというふうな。あと、子育て世帯の出費が非常に増えているということとか、世代を問わず精神面の不調を感じる人が多いということ、私は個人的に回らせていただいて、こういう声が多かったなというふうに感じています。

そこで、予備費の効果的な活用というものも、どうしても考えていかないといけない。第2波、第3波に備える予備費ということは考えられますけれども、この何にでも使えるからこそ目的は明確に伝えていけるのかどうか、このことが今後とても大事になってくると思いますので、予備費においては今後議論ができるように、明確に伝えていただけるかどうか伺いたいと思います。

副議長（堀越賢二君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 予備費の御質問がございまして、確かに活用を図るという意図でございまして、5月の第3回臨時議会におきましても、本市も予備費を追加補正させていただきます。このことにつきましては、議員からお話ございましたように、迅速な対応という面におきまして、必要に応じて予備費の活用というのは十分役割を果たすと思っておりますので、国の方では10兆円というお話もございしますが、性質としましては、いかに速やかに活用できるかと、また繰り返しになりますが、本当に困っていらっしゃる方にスピード感を持ってこの予備費が活用できるよう、その取組も踏まえておりますので、その点はちゃんと推進してまいりたいと思っております。

以上でございます。

副議長（堀越賢二君） 10番道法知江議員。

10番（道法知江君） おっしゃるとおり、緊急時にはスピード感のある対応が必要で、

支援が迅速に届き、不安になっている市民に政策的メッセージを早く送る観点から、予備費の効果的な活用を期待しております。

先ほど、部長が言われていました商工会議所の4月の調査で、新聞に載っております。コロナの影響は拡大したと感じた方々が、4月の調査では88%の事業所が影響や懸念があると回答をされております。3月に実施した前回の調査では74.2%、地域経済への影響が拡大したことが浮き彫りとなっております。影響が既に収入減にあらわれたと答えられたのは62事業所で、合算した推計の減少額は2億7,000万円に上っていると。行政など、関係機関に求めることとして、必要なところにマスクが行き渡るようにしてほしいとか、消費税納付は原則1年間延長されたけれども、もう少し猶予が欲しいなどの意見が上がったと。同竹原市商工会議所によると、各事業所への打撃は2018年夏の西日本豪雨を上回っているという。事業継続できるようきめ細やかな支援を続けてほしいという声がありました。私もそう思います、事業を継続するためにも、消費税納付の1年間というのは、もう少し猶予があってもいいのではないかなというふうにも感じております。それとか、例えば部長の方から先ほど言われましたけれども、医療、介護従事者は感染リスクが非常に高いです。デイサービス等や介護・養護事業などをされている方々の切実な声というのをよく承ります。そこへの支援も重要ではないかなというふうに感じておりますし、障害者の方々から就労の支援、B型の方々の工賃にまで反映していただければという声があって、これは多分第2次補正ではそのようになるという方向だというふうに伺っておりますが、そういったところまできめ細やかに現場の声を吸い上げていただきたいなと思います。

そして、例えば就学援助を受けている要保護世帯と特別支援就学奨励金などの特別支援を受けていらっしゃる方に対しても、就学の奨励金等々も今後は考えていただかないといけないのではないかなと。就学援助は結構多いです、竹原市で受けられている要保護世帯。こういった方々をどうするのかということを感じます。

それから、保育士さんも3密を避けるということで、マスクをされて本を読んでいるという実態があります。そういうところで何か手だてがないのかなと。

あと、地元でのさらなる消費の喚起を促すための対策はどうあるべきか。商品券の配布等もありましたけれども、もっと地元での消費というのを考えていただきたい。

そして、休校中の給食費の支援、これはほかでもやっております。愛知県の西尾市も、休校中であつた給食費の支援も実際に行われている。

それから、水道料金の免除、4カ月間水道料金を免除したという愛知県の稲沢市、13万人の人口です。こういったケースとか、広がる自治体の家計支援ということで、経済的負担が重くのしかかる子育てや介護などに支援が必要な世帯に対して、自治体レベルで独自の家計支援が進められている地域があるということで、福岡県福津市では地元の農協と協力して、ひとり親家庭など、経済的に厳しい世帯向けに児童1人当たり10キロ分の米を自宅に届けているとか。この現物支給された全部で11.6トンは地元産米なので、休校で発注の途絶えた地元農協からまとめて買い取ったと。あと、東京調布市は、5月下旬から中学3年生以下の子供を持つ世帯に弁当などの飲食物、学習ドリルなどの書籍や文具を購入できる商品券の配布を進めたり、困窮する子育て世帯には商品券の上積み、本市もしていただきましたけれども、そういうことをされている。そこの米内山課長さんは、子供たちの食生活や学習環境を守りつつ、少しでも家計負担を軽くしていきたいと。生活困窮世帯に商品券を配る施策は、愛知県の日進市や群馬県の大泉町などでも実施されております。一方、生活が苦しく、日常から介助が必要な世帯を支援するのが、香川県綾川町、町では要介護4、5で収入が少ない町民税非課税などの要件を満たす世帯には、おむつ購入などに使える年額10万円相当のクーポン券を給付している。新型コロナ対策にさらに2万円分の追加を決めているとか、65歳以上で要介護3以上、寝たきりの状態が続く人がいる世帯には、おむつ手当として年間6万円相当のクーポン券を配っている、この対象者にも追加で2万円分を給付したと。

外出自粛などに伴う生活費増など、家計への影響をできるだけ和らげるのが狙いだということで、全国においては広がる自治体の家計への支援というのを、市独自施策というものも考えながら実行されているということもありました。交付金は1次補正約1兆円、2次補正で2兆円積み増しされるわけですので、自治体のアイデアを生かしてきめ細やかな施策に活用できるようにしていただきたいと思いますが、この点について御答弁をいただきたいと思います。

副議長（堀越賢二君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

他団体の事例も多数御紹介いただきまして、ありがとうございました。地元の消費喚起から始まりまして、各種の支援ということで、もともと家計支援というお話もございましたが、特別定額給付金につきましても家計支援ということが、これがスタートであったと思っております。そうした中で、主には、議員から今お話を伺っておりますのは、ちよっ

と大きい話かもしれませんが、命と生活と暮らしに直結する内容であったと思っております。それこそ小さなお子様から高齢者の方まで幅広い世代を対象といたしまして、困っている方はたくさんいらっしゃると思っておりますので、そういった意味からもこの補正予算はとても大切なものと考えております。一人でも多くの方にきめ細やかな内容が伝わるようにするのが務めであろうと思っておりますので、その点も踏まえまして、時間は余りございませんが、その辺は鋭意整理しながら、いい事業に充当できるように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

副議長（堀越賢二君） 10番道法知江議員。

10番（道法知江君） ありがとうございます。

部長の答弁から、生命を守る大事な補正予算だというふうな御理解をいただいているということは、市民の皆さんもどれだけその一言が、次へ頑張ろうという気になるのではないかなというふうに感じております。やっぱり人なのですよね、人。政策も大事だけど、人をどうやって助けて守っていくかということで、この補正予算が生かされるのではないかなというふうに感じております。

各種団体からいろいろと要望も届いていると思います。飲食業、生活衛生組合等、理容とか美容とか。理容、美容関係も直接の対応をしないといけないということで、なかなか大変ではないかなと思います。こういったところにも要望等も受けていらっしゃると思いますし、またボランティアの方々も一生懸命手づくりマスクをつくっていただいて、社協の方に届けてくださっております。市民の協力でマスクを1,000枚以上寄贈していただいて、50数名の方が協力していただいて、市民のボランティアでやっていると。民も官も一緒になってコロナに対して応戦していかないといけないということを感じました。

それで本市としても、ちょっと飛ぶのですが、単市の独自施策としても、竹原市中小企業等事業継続支援給付金の申請10万円というのがありました。単市としての独自の緊急的な経済対策で、売り上げの減少が20%以上50%未満の事業者等に1事業者当たり10万円。これは常任委員会の方でも、新規事業をされた方に対しても10万円を給付するというふうに御答弁をいただいております。こういうことを是非どんどん活用していただいて、第2波、第3波と来るかもしれないというふうにいわれている状況でもありますので、しっかりと対応していただきたいなど。また、これは資料、申請書をもらったの

ですけど、ダウンロードしたらちょっとわかりにくいのかなと思ったり、書き込むのにも戸惑うことがあった時には、是非親身になって担当課が引き続き対応していただきたいなというふうに思っております。

あと、今後の事態の進展においては、特に補正予算等の進展においては、その都度議会へ報告をいただきたいと思うのですが、この点についてどうでしょうか。

副議長（堀越賢二君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

当然補正予算を審議いただく際には、お諮りした上で審議いただいて、必要なお話をさせていただいた上で可決いただくというのがルールでございますので、その点は踏まえてまいります。今後につきましても、常任委員会につきましては月1回所管事務調査というのもございますし、必要に応じましては当然全員協議会とか、場を設けた上での説明となろうと思っておりますので、そういったことの情報につきましても、うちの方の情報提供、また議員さんとの情報共有という場でもあると思いますし、政策を提言していただく場合もございますし、いろんな御意見を承る機会を設けるべきと思っておりますので、それは必要に応じて報告ないし連絡、相談はしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

副議長（堀越賢二君） 10番道法知江議員。

10番（道法知江君） 私もバッジをつけているんですけど、SDGsということで。誰ひとり取り残さない社会の構築を目指すということで、国連がミレニアム憲章ということで、そちらの方へ目標を掲げようではないか、17のテーマ、いろいろ各テーマがありますけれども、時々市長も教育長もバッジをつけておられると思います。まさにこれが、今後の竹原市においても誰ひとり取り残さないという社会の実現、社会の構築を目指すための補正予算でないといけないというふうに思いますし、先ほどの部長の御答弁で私はすばらしいなと感じた、生命を守る施策にならないといけないというふうに感じております。地域の実情に即した生活支援を大事に、強固に今後展開をしていただきたいと思っておりますし、市民の健康や生活を第一に考えて市民ファーストの政策が大切なのだということをごこれほど感じたことは、コロナ対策において感じたことはないなというふうに感じております。

竹原市の、うちはこれだけのことはやるぞという力強いリーダーシップが必要ではないかなと思いますので、市長の御答弁をいただければなというふうに思います。

副議長（堀越賢二君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 部長が道法議員の御指摘，御質問に対して御答弁をしております。大体網羅がされているというふうに認識しております。その考え方のもとに全庁一丸となって，また場合によってはいろいろな団体または機関と，協議またはいろいろな意見交換をする中で必要な事業を進めていくべきというふうに認識しております。コロナ対策は，実は第1次補正，第2次補正ありますけれども，この先まだまだ終息していくものではありません。ということになりますと，これからさらにどういうことが必要になるかということも国の，または県の動き，これを十分見定めながら竹原市の取組というものは見定めていかなければいけないというふうな認識のもと，今後も取り組んでまいりたいというふうに思っております。

副議長（堀越賢二君） 以上をもって10番道法知江議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により，午後2時10分まで休憩します。

午後1時54分 休憩

午後2時08分 再開

〔議長交代〕

議長（大川弘雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

質問順位3番，松本進議員の登壇を許します。

14番（松本 進君） 日本共産党の松本進です。発言通告に従って一般質問を行います。

第1番目には，竹原市のコロナ感染症対策，市の独自施策について市長に伺います。

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が4月7日に発令され，5月25日の完全解除の決定まで約50日余り，多くの国民が外出自粛，休業要請に応じて大変な努力をされました。また，医療関係者など，連日昼夜を分かたず奮闘されました。関係者の方々に心から敬意を表します。

新型コロナウイルス対策を議論する政府の専門家会議は，5月29日に緊急事態宣言の全面解除後に初めて開かれ，感染が再流行する第二波以降に備え，PCR検査や医療提供のさらなる強化を求める提言をまとめています。

そこで，市長に質問します。

竹原市新型コロナウイルス感染症緊急対策第一弾には，感染症対策で県の取組にPCR検査体制

の強化、医療体制の確保とあります。竹原市にも、以前旧竹原市合同庁舎の中に広島県の保健所がありました。市民の命を守り、安心・安全の確保には、竹原市内の公的医療機関によるPCR検査、医療体制の確保が必要です。広島県に強く要請し、新型コロナ感染症対策に備える必要があるのではないのでしょうか。

2点目に、新型コロナウイルス感染症緊急対策の緊急的な経済対策と感染症対策の事業者向けの市の独自施策の質問です。

第1弾では、一般会計補正予算第2号の事業者等支援助成金、補正額374万9,000円は、コロナの影響で売上げが落ち込んだ飲食店、小売業等の運営資金の確保のためという説明です。この助成金制度をつくるために、市内事業者の売上減少の実態把握とその制度の事業目的、事業効果はどのように検証されますか。

第2弾では、一般会計補正予算第3号（5月29日臨時市議会）の感染症対策、事業者向けの医療機関や介護施設等への補助金1,400万円と中小企業者等事業継続支援給付金、補正額8,415万8,000円は、この事業の制度をつくるための実態把握と事業目的、効果はどのようにお考えですか。この制度設計の基本理念は、コロナ感染症拡大防止の外出自粛、休業要請と一体の補償の一部と考えてよいのでしょうか。

3点目に、国の地方創生交付金は第1次補正予算1兆円で、竹原市分は1億1,000万円、第2次補正予算は2兆円が閣議決定されており、竹原市分は約2億2,000万円です。この使途は、一般会計補正予算第3号の竹原市財政調整基金に使うのではなく、PCR検査体制などの感染症対策と市内事業者への経済支援対策に、スピード感をもって全額使うべきではないのでしょうか。

三原市の例を見ますと、ホテルや旅館には客室数に応じて1室当たり2万円で1,000室分、観光バス会社やタクシー会社には1台当たり5万円で210台分を予算化し、宿泊と運送業合わせて3,058万円を予算化するということでした。そのほか店舗賃借料補助金交付事業に7,500万円、事業継続支援給付金事業に2億1,600万円です。また、安芸高田市は、雇用を守るために市の観光施設5カ所の指定管理者に人件費、光熱費等補助金8,800万円を支給しています。

竹原市は、人の外出自粛に伴う宿泊・観光施設、お土産店、タクシー会社、たけはら海の駅等の売上減少の実態をどのように把握していますか。竹原市の経済を支える事業者や市民の命を守るための感染症対策などに、最大限の財政支援策を市長に強く求めておきます。

2点目の質問は、竹原市環境基本条例と賀茂川水系の水源を守る行政姿勢についてです。

広島県は、4月23日に本郷産廃場の設置を許可しました。水源を汚染から守る運動を続けてこられた住民団体、関係者の方々は、本郷処分場建設の差し止め裁判を準備され、518名の原告団を結成、6月4日には広島地方裁判所に提訴する予定と伺っていました。

そこで、市長に質問します。

第1点目に、竹原市が県に提出した生活環境の保全上からの意見3項目の取り扱いについて質問します。

広島県が産廃場の設置許可を出す4月23日の間に、竹原市は広島県に対して協議などの働きかけはされたのですか。また、広島県あるいは産廃場建設事業者、JAB協同組合から、竹原市に対する協議などの申し入れはありましたでしょうか。

2点目は、竹原市の意見の第1番目は、地元住民との協議の場を確保、信頼の醸成に努めるよう指導をすることです。この意見が実行されないまま、広島県は産廃場設置の許可を出しました。今後、竹原市はどのように広島県と産廃場設置事業者に対応されるのですか。2020年4月24日の中国新聞には、広島県は地元と業者の間の合意がないことを望ましくないと指摘、業者に対し、今後も説明を尽くすように指導するとの報道です。このことを踏まえて、市長の明確な答弁を求めます。

広島県への意見書の提出は548件、これらの意見に対して、同組合から有害物の混入の確認や水質検査などの対策が示されたと中国新聞が報道しています。竹原市は、組合の対策の内容を把握していますか。埋め立てる産廃物に混入した有害物を排除したことの明確な確認、体制はどのようにされていますか。安定品目といわれる埋め立ての廃棄物が、経年変化や雨水等により地下水、水源を汚染させるおそれはないとの明確な根拠を伺っておきます。また、産廃場下流域の住民が井戸水を飲料水として使用していますが、現在また将来にわたり、住民の飲料水として安全な水質を担保できる水質検査はどのように実行されますか。市長の明確な答弁を求めます。

次は、竹原市環境基本条例の理念、指針に基づく本郷産廃場問題に伴う竹原市の取組について質問します。

市の同条例の前文には、「竹原市は…まちの中央を流れる賀茂川の自然の育みと…恵み豊かな環境のもとで健康で文化的な生活を営むことは、現在及び将来の市民の権利であ

り、わたしたちはこの環境を将来の世代に継承していく責務を有している。わたしたちは身近な環境をはじめ、多様な生態系や地球環境の保全の意義を深く認識し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会の実現を目指して、地域から行動を起こし、すべての人々が相互に協力しあって、積極的に環境の保全に取り組んでいかなければならない。」同条例の目的は、第1条で、「この条例は環境の保全について基本理念を定め、市の役割を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。」定義は、第2条で、「環境への負荷とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。」同条第3項の公害とは、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む）、土壌の汚染…及び悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生じることをいう。」基本理念は、第3条に4項目の環境保全を義務づけています。

竹原市の役割については第4条に、「市は前条の基本理念にのっとり、環境の保全に対する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない」と義務規定を定めています。事業者の役割は第5条で、「事業者は基本理念にのっとり、事業活動に伴って生じる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない」と義務規定を定めています。

そこで、市長に質問します。

第11条の環境への事前配慮や同12条の規制の措置、同第16条の調査及び研究の実施、同18条の環境の保全に対する教育及び学習の振興等、同21条の情報の提供の努力規定で、竹原市が実行された事項はありますか。その具体的な内容について伺います。

また、同11条、18条、21条に基づく本郷産廃場問題の情報提供と学習会は、環境保全上、今からでも竹原市が条例に基づいて実行可能ではありませんか。市長の明確な答弁を求めます。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 松本議員の質問にお答えいたします。

1点目の竹原市の新型コロナウイルス感染症対策についての御質問でございます。

PCR検査体制と医療提供体制の確保につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等において国及び都道府県が実施する措置とされており、広島県においては、現時点で中等度から重度の患者を収容する医療機関の病床が266床、軽症者向け療養施設が130室確保されております。これは、厚生労働省の試算による広島県のピーク時の重症患者数169人に対応できる病床数となっており、治療に必要となる人工呼吸器及び人工心肺装置ECMOについてもピーク時の必要数が確保されております。また、5月最終週のPCR検査は1日平均29件と検査能力の約11%で、余力がある状態ではありますが、今後の感染拡大防止に向けて、広島大学、広島大学病院と連携して、大学でのPCR検査の段階的な拡充による検査実施体制の強化や、クラスター発生時の抗原検査の活用など、効率的な検査体制の構築に取り組まれております。こうしたことから、PCR検査体制及び医療提供体制については一定には確保されていると認識をしておりますが、第2波の到来等、状況の変化に応じて県と連携し対応をしてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の支援についてであります。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、4月16日に全国を対象に緊急事態宣言が発令され、外出の自粛や施設の使用制限など、感染拡大防止の取組が行われたことで、全国的に飲食店及び小売店等の事業者へ大きな影響があったところであり、5月25日に全国で緊急事態宣言が解除された後も、新しい生活様式の定着を前提として、一定の移行期間が設けられております。

このような中で6月1日現在、本市においては、広島県における緊急事態措置等により休業等の要請に協力した中小企業者等からの感染拡大防止協力支援金の申請件数は127件、セーフティーネット保証等の減収認定申請件数は延べ138件となっております。また、観光消費額につきましては、各施設等から報告のあった3月分では、対前年比で約1億円減少しております。このような状況を踏まえ、本市においては、運営資金の確保や事業の継続を支えることなどを目的とした助成金等の制度を創設し、商業者等に対する支援などの取組を進めているところであり、これらの事業効果については、今後事業を進めていく中で分析していきたいと考えております。また、医療機関や介護施設を対象とした感染拡大防止対策の支援といたしましては、これまで随時聞き取り等を行い、入手困難な状況が続いていたマスク、消毒薬の提供などを行ってまいりました。今後予想される第2波やクラスターへの備えが求められる中、さらなる支援策として、重症化リスクの高い方が多く利用する医療機関や介護施設に対し、消毒薬、防護具の購入費や設備整備費など、感

感染拡大防止対策に係る費用の補助を行うことにより、医療、介護従事者及び市民の感染拡大防止を図ってまいります。

今後におきましても、新型コロナウイルス感染症の状況や事業実施による効果を検証しながら、医療機関や介護施設における感染拡大防止対策や外出の自粛、催し物等の開催制限などに伴う事業者等の売上減少への対応策について、国や県が実施する支援制度も踏まえ、必要な施策を講じてまいりたいと考えております。

次に、2点目の竹原市環境基本条例と賀茂川水系の水源を守る行政姿勢についての御質問でございます。

JAB協同組合から広島県に対し設置許可申請のあった安定型産業廃棄物最終処分場建設計画について、広島県から関係2市に意見照会があり、本市は1月29日に意見書を提出し、その後、広島県は4月23日付けで設置を許可されております。許可に至るまでの協議については、この間、広島県とは審査状況の確認等の情報交換を行っております。

なお、事業者から本市に対しての協議の申し入れはありません。

今後の対応については、広島県に対しては、本市から提出した意見書に基づく対応を適切に実施していただくことを求めるとともに、広島県を通じて事業者に対し、水資源の保全等に対する市民の不安の払拭につながる対応を求めてまいります。

最終処分場への有害物の混入確認、排除の体制等については、広島県において設置許可申請に対して長期間にわたり審査が行われ、申請内容が廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められた基準を満たす設備、対応方法であること、また事業者が申請のとおり適切に対応することにより、地下水や水源を汚染するおそれはないと判断され、許可がなされたものと考えております。水質検査の実施については、事業者は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき定期的に水質検査を実施し、これを記録することと定められております。また、広島県は同法に基づき産業廃棄物処理施設に立ち入りを行い、施設の管理状況や水質検査の書類の確認等を行うことができることから、立入検査を適切に実施していただくことで水質の安全は確保されるものと考えております。

竹原市環境基本条例については、環境問題に関する市民の関心の高まりを受け、本市を取り巻く自然的、社会的状況等を踏まえ、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため制定し、本市における環境行政を推進していくための基本理念や基本方針及び施策の方向性について定めたものであります。また、この条例は個別具体的な規制や事業者の情報提供を行うことを目的としたものではないと認識しております。

こうしたことから、この条例に基づいて設置事業者であるJAB協同組合に対して環境影響への事前配慮を求めたり、規制の措置を講じる対応等は行っておりません。本市としては、引き続き広島県に提出した意見書に基づく対応を適切に実施していただくよう求めるとともに、三原市とも連携を図りながら、地域の環境に対する住民の不安の払拭に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） それでは、コロナ対策の問題から再質問をしてみたいと思います。

1点目は、コロナ感染の再流行、第2波に備えて、竹原市でもPCR検査、医療体制の確保が必要ではないかという趣旨の質問でありました。答弁は、こういったことは国、県が実施することになっているということで、ベッド数の状況の報告もありました。

そこで、ここの再質問については、我が日本共産党の辻県議が県議会で質問して、県の方とのやりとりがありました。これを紹介して質問に入りたいというふうに思います。

我が党の辻県議が6月2日に県議会生活福祉保健委員会で質問いたしまして、どういった質問かといいますと、広島県内23自治体でPCR検査ができない市町はどこですかという質問をいたしました。そこで健康対策課長の答弁というのは、県内23市町の中で1市8町ができませんという答弁がありました。その1市8町の中には、竹原市は検査体制がないという方には入っておりませんでした。そこで、それを踏まえて再質問に入るわけですが、竹原市はPCR検査ができることになっていますけれども、竹原市内のどこの医療機関で実施されて、その検査能力や患者収容ベッド数、こういった確保、何床か、このことを再度お尋ねしておきたい。

議長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） PCR検査の医療機関名でございますけれども、PCR検査と医療体制の確保というのは県が行うということになっておりますけれども、どこにあるかということについては県の方が非公表ということになっておりますので、これはその機関に集中するとか、あとは混乱を招く、または風評被害があるといったようなこともございまして、基本的には非公表ということになっておりますので、我々市としてお答えすることはできません。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 先ほど私が紹介した県議会のやりとり、広島県内23市町の中でPCR検査ができない市町はどこかということで、1市8町答えられております、そこは今言いませんけれども。ですから、そこに入ってないから竹原市は検査体制があるということをお私に思ったわけですけれども、竹原市内のどこの医療機関でできるかは非公表ということですから、あえて聞きませんが、竹原市内でのそういった、県議会のやりとり、この分は確認されていますか。竹原市で検査ができるということは確認されているでしょうか。

議長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 県議会でのやりとりというのは確認はしてありませんけども、そういった体制については確認をしておりますけども、個別の機関名については非公表ということですので、お答えはできません。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 竹原市内で検査ができるという確認はされているということでした。

それで、それとの関連で、確かに国、県、特に県がそういう体制は実施するのだけれども、私はその医療機関に対して、名前が言えないということですから、そこはいいのですが、そういった医療機関に対しての独自の支援策と申しますか、先ほど第2次地方創生交付金、この使い道のこともありましたけれども、竹原市独自としてもこういった医療機関への一定の支援策、県が実施するのだけれども、一定の支援策なんかは要るのではないかと思います、その点の聞き取りなり、対策はどうでしょうか。

議長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） PCR検査を行う機関ですとか指定医療機関、これは県にたくさんございますけれども、そういったところについては国、県が優先をして医療の物資を配布されているということでございます。市としても、マスク、消毒薬等を寄附いただいたものについてはそういった機関の方に配布をしておりますし、市の備蓄の方についてもそういった配布をしております。また、このたび補助金を設けまして、そういった医療資材の購入費または感染防止対策の施設整備費について補助金を出すということで、そういった支援をしているといったような状況でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 竹原市内での検査、これはできるわけですけれども、非公表とい

うことでした。

そこで、私があえてそこを聞いたのは、このコロナ問題が一旦落ちついた時に、「第2波に備えてどうしたらいいのでしょうか」といういろんな市民の相談の中で、ある市民の方が、もし第2波が来た時は、かかりつけのお医者さんにでしようけれども、「おたくに相談するからよろしく頼みますよ」というふうに相談されたそうです。そのお医者さんの方は、そこから先はどうしなさいとかということも返事ができなかったというので、私は気になりました。多くの市民の皆さんも、第2波が来ては困るのだけれども、新型コロナウイルスが撲滅しているわけではありませんし、治療薬という決め手が開発されているわけではありませんから、その間にはどうしてもいろんな警戒をする必要がある。そこで、いざそういう似たような症状とか不安になった場合は、まずかかりつけの医者とか、相談センターという報告もありましたけれども、まずお医者さんに、今熱があるのだが、どうしようかねと。そういう場合はかかりつけの、よく知られているのでしたら、そこで単なるインフルエンザとか、こうですよとかというのでいろいろ指示ができれば、その市民の方も安心できるという面からお聞きしましたので、是非、いろんな診療所を含めて、そういった医療機関へもこういった竹原市でもできる、そういったことだけは正確に伝えていくことが必要ではないかなと思いますので、あえてそこも指摘しておきたいと思います。

それから、コロナ対策で、今度は市内事業者向けの市の独自施策ということについてお聞きしたいと思います。

この第2次補正予算、第1次補正予算等々で一定の市の事業者向けの独自施策が組み立てられておまして、そこで私が壇上で質問したのは、こういった市内の、特に事業者向けの実態把握、どれだけコロナで影響を受けているのかという実態をできるだけ正確に把握して、その実情をもとに支援策をどうするかということが、その制度をつくるための大前提といたしますか、これまでやられてきた手法だと思うのですね。それで、実態調査はどうかという壇上での質問をいたしましたら、答弁がありましたように、県の協力金の申請が127件ありましたよとか、セーフティーネット保証等の減収認定の申請、これがどれだけ影響したかということで認定を受けて融資をする制度ですけれども、ここで一定の減収の状況もあります。これは、延べで138件。観光消費額については、3月分の報告のあった分について前年比で1億円ぐらいの減収だろうというような説明があったわけですけれども、竹原市の事業者の数というのは最新の経済センサスの状況、これは2016年の経済センサスが最新だろうと思いますけれども、ここでは竹原市のいろんな事業所総数とい

うのが1, 313あります。そこで働いている方が1万458人おられるということが一番最新の状況、経済センサスだと思うのですけれども、ここの中には、さっき言った宿泊業、飲食サービス業というのは159事業所、878人が仕事をされたり、それから卸・小売業というのは両方で367事業所、2, 346人仕事をされていると。あとはいろいろな農林、漁業、建設、製造、いろいろ各種業種、業態があるわけですが、全体で1, 313事業所、1万強働いているという、こういった市内の状況から見ると、先ほどの報告、実態調査というのは極めて限定的な調査に基づいて制度をつくられたということが言えるのではないかとということで、今の検証ということも今後していかれるということでしたけれども、まず私がここで言いたいのは、これだけの事業所の中で、先ほどの報告では実態調査は極めて限定されているということでは、今後のこともありますので、もう少し幅を広げるといいますか、いろいろな商工会議所等との連携を含めて、竹原市のいろいろな実態調査が必要ではないか、拡充することが必要ではないかということはどうでしょうか、お答えください。

議長（大川弘雄君） 地域振興部長。

地域振興部長（桶本哲也君） 新型コロナウイルス感染症の影響によりまして売り上げ等が減少した事業者数、そういった事業者を把握するのに、幅広く調査する必要があるのではないかと御質問だと思います。

おっしゃられるとおりだと思います。ただ、市長が御答弁申し上げましたように、コロナの影響によりまして売り上げ等が減少しまして、無利子、無担保の融資の申請をされている、セーフティーネット関連の融資を市内の多くの事業者の方が申請をされておられます。その中身を見ますと、様々な業種の方がされておられまして、その多くを飲食業、小売業の方が占めているというような状況でございます。全般的に大変厳しい状況が続いているというふうに思っておりますので、また商工会議所とも連携はさせていただいている状況でございます。商工会議所の方では、3月と4月に先ほどの道法議員さんの一般質問でも御紹介がありましたように、会員事業所を対象に調査を行っておられます。この新型コロナウイルス感染症に伴い、そうした売り上げ等に影響がある、懸念があると回答した事業所が、3月は74.2%、4月は88%と影響が広がっているというようなこともお聞きしておりますので、そうしたことから、事業者を中心に支援する必要があるのではないかとことから、運営資金の確保ですとか事業を継続すること、こういったことを目的に補助金制度を創設して、先般の臨時市議会の方で補正予算を議決していただいたという

ころでございます。そういったような状況でございますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願いをいたします。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 実態調査の関連で、先ほど壇上では三原市の例を紹介いたしました。安芸高田市の例も紹介しました。安芸高田市は、市の観光施設5カ所を指定管理で業務委託しているということでしたけれども、ここの人件費や光熱費等の補助金を相当、8,800万円という新聞報道がありました。竹原市の場合も、市の指定管理でこういったコロナの影響を受けた、特にさっきの道の駅等々ありますけれども、こういった市が指定管理者としてお願いしているところの実態調査なり、把握しているのか、それに対する支援はされているのかどうかを確認しておきたい。

議長（大川弘雄君） 地域振興部長。

地域振興部長（桶本哲也君） 道の駅たけはらにつきましては、本市も指定管理者制度を活用して事業者の方に運営をしていただいております。道の駅の方からは毎月事業報告という形で報告をいただいております。協議もさせていただいているところでございますが、ちなみに道の駅の売上げの状況でございますけれども、3月が約41%、4月が約44%の減少率ということでございまして、大変厳しい状況になっていると。5月についても、同様の状況ではないかというふうに推測はいたしております。こうした状況は道の駅だけに限らず、市内全般の事業者が同じような状況でございますので、国が創設されております持続化給付金ですとか県の休業協力金ですとか、このたび市の方もそうした国の持続化交付金の対象にならない事業者の方に対する助成金の制度も創設させていただいておりますので、そういったこと利用していただければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 特に今道の駅のこと報告がありましたけれども、41%、44%、3月、4月ということがありました。5月はわかりませんが、少なくとも今の41%、44%、これでは国の持続化給付金の対象にはなりませんよね。ですから、確かに今度は市のつくった10万円の分には対象になるかと思うのですけれども、そういった国は50%以上の売上げの減ですから対象にならないということに対しては、市として事業者任せというのは余りにも酷ではないか。コロナの影響ですから、そういう面では何

らかの支援策がないと大変だということがありますけれども、その点1点、支援策というのは検討できるかどうかを確認しておきたい。

議長（大川弘雄君） 地域振興部長。

地域振興部長（桶本哲也君） お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の状況、また先ほど申し上げました事業者等の支援策、この効果も当然検証しながら、今後まだ国や県が支援策を検討もされているということもございますので、そうしたことも踏まえまして市内の消費促進ですとか、そうした事業者の支援などにつきましては必要な施策を講じてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 1つスピード感ということも大切だということもありますので、是非そういったところは、国の支援策もいろいろ検討されてますけれども、市の独自策としては早期にできるところは支援をしていくべきではないかということで指摘をしておきたい。

それから、もう一点、今のわかる時点でいいのですけれども、竹原市が補正予算で組んだ10万円を限度とした融資型の商品券の発行があつて、これは従来の消費型の分と違って融資型の商品券発行だということで、買ったらすぐそれが事業者といいますか、その商品券を発行したところにお金が入るということでしたけれども、これはスピード感を持ってやるとしたら、検証というのはこれからでしょうけれども、特に大枠でいいのですけれども、融資型の分の融資といいますか、目的に対して何件ぐらい商品券が発行されて、何件ぐらい融資として出ているかというのを大枠でつかめれば教えていただきたい。

議長（大川弘雄君） 地域振興部長。

地域振興部長（桶本哲也君） 事業者等支援助成金についての御質問と思います。

この助成金につきましては、市内の事業者等に対する支援策といたしまして、運営資金を確保するために実施するというところでございます。現在、市内の商店会等と連携をいたしまして、それぞれの団体から会員等に声かけをいたしまして、取組に賛同いただきました飲食店あるいは小売店等が参加をしていただくということで、現在準備を進めているところでございます。

なお、実施される、これに参加される団体でございますけれども、竹原駅前商店街さん、掛町商店街さん、忠海ほほえみタウン商店会さん、それとまちの駅うまいもんまつぷ

グループさん、この4団体さんが実施をされるということで、店舗数としては約140店舗を予定しているところでございます。7月からそれぞれの各団体、各店舗で、これはプレミアム付商品券額面1,100円を1,000円で販売するというものでございまして、9月末までの利用ということで考えているところでございます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 今の融資型の分、スピード感を持って対応するということでは、極めて不十分ではないかなと、今から準備されてということですからね。ですから、本来コロナでいろんな面で大変だと、融資を含めて、融資はいろいろな制度がありますけれども、10万円を限度にしたそういう市の独自施策としては、きちっとした検証もお願いしておきたいと。スピード感には欠けるような融資制度のことではないのかなと、利用実態が、余り利用されにくいという私の思いですけれども、心配があります。是非検証をお願いしたい。

コロナ対策の分で最後の質問をしますけれども、中小企業者等事業継続支援金、市が10万円を限度に支給するというので、予算も8,415万8,000円組んで、今いろいろ給付されていると思うのですが、ここに売り上げが国の50%未満20%以上ということで国の制度から外れて竹原市独自の施策というのは理解して、是非多くの利用者に使っていただきたいなというふうに思うのですが、気になったところは、年間の売り上げが120万円以上というのが書いてあります。ですから、月にしたら10万円以上の売り上げが必要ですよということで、確かに一定の事業規模を対象にするという市の考えかもしれませんが、特にこういったコロナ対策で言えば、事業規模120万円以下の人もいろんな生活の支えとして事業もされているところもありますし、地域のにぎわいに役立っているというところもあるので、そういったところは外してもいいのかなということについてお尋ねしておきたいと思います。

議長（大川弘雄君） 地域振興部長。

地域振興部長（桶本哲也君） 竹原市中小企業者等事業継続支援給付金についての御質問でございます。

この給付金につきましては、国が創設いたしました持続化給付金、これはコロナの影響によりまして売り上げ等が50%以上前年同月比で減少している事業者さん、中小企業者、個人事業主の方に支給するというものでございますが、その中の声といたしまして、

50%までっていないというような事業者の方からの支援というものもございましたので、20%以上50%未満の中小企業者、個人事業主の方に市の独自策として支給するというにさせていただいたものでございまして、今週の6月8日月曜日から受け付けを開始させていただいております、9月末まで受け付ける予定といたしております。

それでお尋ねの、前年の売り上げの合計が120万円以上あるものに限るというふうにさせていただいておりますが、一定の事業規模、また今後継続して事業を実施していただくというようなことを前提に支援を行いたいということ、それから新規に創業された方、例えば今年の6月以降に新たに創業された方については、なかなかこの条件をクリアできないケースもありますので、そうした方については対象者として認めるというようなことにさせていただいておりますので、その点御理解いただければというふうに思います。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） コロナ対策、特に市内事業者向けの支援という面では、是非次の国の2次補正との関わりもありますし、それに漏れたといえますか、市独自の施策をお尋ねしておきました。特に、10万円の件で120万円というハードルがあるのですけれども、そういったことはこの際外すということが必要ではないかなということを改めて指摘して、次の質問に移りたいと思います。

次は、竹原市の環境基本条例と賀茂川水系の水源を守る行政の姿勢ということについてテーマを決めました。

ここで、いろいろ再質問の内容は、竹原市としても県に意見書を上げたりされておりますけれども、いまだ住民の方々の不安ということは解消されていないというのは、午前中の同僚議員の質問でも指摘されておりました。こういった住民の不安というのは、いろいろな自然災害とか、いろいろ何点かあるのですけれども、私がここで取り上げたいのは、水質に関わって住民の不安というのは、本郷安定型廃棄物処分場ができると下流域の水源が汚染されるおそれがあると、ここを心配されているわけですね。水源が汚染されるおそれと、ここがまだ住民の方々の不安が解消されていない。そこで、4月23日付けで広島県への意見書が出されて、そこに対して4月24日付けの中国新聞には、JAB組合からの有害物質の確認とか水質検査の対応が示されたということが書いてありました。そのことを竹原市でどのように把握しているのかという質問を壇上でしました。そこは具体的な答弁がありませんでしたし、市の答弁としては、産廃法といいますけど、こういった廃棄物処理に関わる法律の設置基準を満たすから県と協議されて、県が許認可ですけれども、市

の先ほどの答弁は、産廃法の設置基準を満たすから大丈夫ではないかと。あともう一つは、事業者が申請どおり適切に対応することによって、地下水や水源を汚染するおそれはないと県が判断したのではないかとということでした。しかし、住民の不安というのは、産廃法の設置基準を守ってやったとしても水源を汚染するおそれがあるよと、ここが解消されてないわけですね。だから、産廃法の設置基準の法律は守ることは当然なのです。守ったとしても下流域の地下水、水源、ここに汚染のおそれがある、これが住民の不安、最大のネックだと思うのです。不安なところです。ですから、市の責任としてこういった住民の不安には市としても最大限応えていく必要があるという立場から、私はあえてもう一回質問しますけれども、この住民の不安というのは、産廃法が産業廃棄物処分場がこの地域にできれば水源を汚染させるおそれがありますよと、法律に基づく設置基準を満たしたとしても、水源を汚染するという市民の不安は解消されていないよと。しかし、JAB協同組合からは有害物質の確認や水質検査の対応などが示された、だから地下水や水源を汚染するおそれはないと県が判断したということが書かれている。私は、県はそういうふうにしたのだろうけれども、竹原市として住民の関係者の不安を最大限取り除くことが責務だと思うのです。それは、壇上で環境基本条例をあえて大分長く紹介しました。責務ですよ、環境保全、きちっと守っていく、市民の不安に応えていく。

ですから、ここにもう一回質問としたいのは、水源汚染の不安、この住民の不安の一つというのは、埋立廃棄物の5品目の中には酸性雨などにさらされて科学的に変化を起しして有害物質を溶出させる、だから水源を汚染させるおそれがあるよという不安の一つなのです。

もう一つは、安定5品目はそれ以外の産業廃棄物との分別を鑑定し得ない、きちっと5品目とそれ以外の——有害物質が特に心配ですけれども——廃棄物をきちっと区別することは、鑑定することはできない、だから有害物質がまざって汚染させるのではないか、水源の汚染につながるのではないか、これが2つ目の心配です。

3つ目は、水質検査の内容についてですけれども、産廃場ができる直下の住民の方は、地下水を井戸を掘ってそこから取水して、飲料水として利用されています。ですから、ここに産廃場ができれば、今飲んでいる飲料水、井戸水を取水して飲んでいる水が将来にわたり本当に安心して飲めるのかなということの不安なのです。ですから、先ほどのJABの中国新聞で報道されたことによると、水質検査などの対応は示された、ですからこれを守っていけば汚染することはないだろうというような県の判断にもつながっているわけで

すね。ですから、3点目の質問として、現在処分場ができる下流域の井戸水、地下水を取水して飲んでいる方の飲料水、これは今は飲めるわけですがけれども、将来にわたって安全といたしますか、その地下水は汚染されない、安心して飲めるよと言うためには、きちっとした調査が必要ですし、その調査の項目といたしますか、水質検査の項目というのは、水道法の飲料水で飲む項目だろうと私は思いますけれども、そういった水質検査の項目とはどのような項目なのかを教えてください。ですから3点目は、今飲んでいる下流域の井戸水がどこで調査をする、こういった水質項目、飲料水の水ですから水道法の水質基準があると思いますけれども、この分で調査するから安全だと言えるのかどうかを3点目として確認しておきたいと。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） まず、1点目の中国新聞の記事にございました有害物の混入の確認や水質検査などの対策が業者から示されたということの具体的な内容について、もう一度具体的に御説明させていただきます。

まず、示された対応で、有害物の混入の確認方法ということで、展開検査による目視の確認、これは一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準に定める省令、この省令の中に既に規定があるものでございます。また、水質の方につきましては、その埋め立てをしようとしている土地からの浸透水、地下に向けてしみていく、そうした浸透水の水質検査、これを業者の責任におきまして1年に1回以上で、今回の現場といたしますか、処分場に当たる中では6カ所に井戸のような形で掘り抜きまして、そこで年1回以上検査をしてまいるというものでございます。

また、2番目の法律の規定以外のおそれ、こういったおそれは確かに住民の皆様におかれましては、事業者からの適切な詳しい説明等がなされていない中で大変不安に思われている中に、さらに安全品目といわれる5品目が本当に安定的なものかという御不安等をお持ちだということであります。現在、法律上におきましては、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の中で、廃プラ類、ゴムくず、金属くず、コンクリートくず、ガラス、がれき類などにつきましては、性質が安定し環境に支障を来すおそれの少ない安定5品目として、この施行令の中に定められております。また、搬入物の展開検査を行うというのも、産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準、ここに目視による展開検査を義務づけている、安全を守るために義務づけられているものでございます。

そうした中で、議員の御指摘の安定5品目がどこまで安全なのかという、そういう疑念

といいますか、どこまで確保できるのかということでありましたり、目視による展開検査では限界があるのではないか等の、こういったことに対する懸念についての御質問であります。現行法令や現行基準、これを越えた部分となりますので、今まさに原告団という形で差しとめを求められているところでございますが、法律の基準を超えた部分にかかりますので、今後は司法判断に委ねられているものでございます。そういった意味で、今後の訴訟の経過、こういったものを注視してまいりたいと考えます。

それと、水質検査がどのように行われるかということでございます。

水質検査は、先ほど申し上げましたとおり、法律の規定に基づきまして年1回以上、今回で言いますと、敷地内に6カ所、その中の浸透水に関する検査項目ですが、地下水等検査項目となっているのが水銀類や鉛、六価クロムやヒ素等の25項目を1年に1回以上、生物化学的酸素要求量、BODまたは化学的酸素要求量、CODを1カ月に1回以上検査するというふうになっております。いわゆる水道の健康項目ではございません。

以上でございます。

(「何と言った、最後の、水道の……」と呼ぶ者あり)

水道の検査項目というのがあるのですが、これとは別になっております。

以上でございます。

議長(大川弘雄君) 14番松本進議員。

14番(松本 進君) 私は、今水質の検査の分で再質問したいと思うのですが、現在使っている地下水、本郷処分場の下流域に当たる人が地下水、井戸を掘ってそこから取水して飲料水として飲んでいるということがありますよね。結論としたら、これができる、それに対して不安があるわけですから、今6カ所とか、いろいろ言ったけれども、今の答弁では、水質検査の中身、これは水道法で決めた飲める水の基準の分とは違いますよね。ですから、もう一つ企業が設置して排水する基準というのがあると思うのですが、それは飲み水よりは10倍高い基準になっていると思うのですけれども、その基準ではかるということですよ。だから、水道法での飲める水かどうかの基準ではないというふうに理解してもいいのでしょうか。

議長(大川弘雄君) 市民生活部長。

市民生活部長(宮地憲二君) 水道でなく、御自宅の所有する井戸を飲料水として使っておられる皆様は、定期的にそれぞれで検査をされて利用されているものでございます。そして、今回事業所の方からいろいろな皆さんの意見に対してどのような対応をしま

かという、意見に対する対応というものがいろいろ示されております。そうした中で、例えば使用されている井戸水、これについて御希望があれば事業所の方で検査をさせていただきますという対応をされるというふうに、県の審査委員会の中で答弁されているということでございます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） はっきりしているのは、地下水を井戸水として取水している方の不安を取り除くための今市の説明を求めているわけですね。ですから、私がそこで井戸水を飲んでいたら、産廃場ができたなら下流域の私の水はどうなるのか、安全に飲めるのかということで、何の基準ではかるかというのは、水道法でしたら飲める基準が1つありますよね。この水道法の基準の項目ではないということだけは今言われた、はっきりしているわけですね。どの基準ではかるかということは、水質汚濁防止法というのがたしかあったと思うのですが、その項目では飲料水よりは10倍高い基準ではかるようになっていきます。ですから、これではかるとしても、10倍の基準値ですから、飲み水とは違った、安心して飲める水とは検証できないということだけははっきりしていると思うのですね。

それから、そこは企業者が調べるといっても、調べる水質の基準値そのものが違うわけですから、決して安全に飲める水とは言えないと、その検証にはならないということだけは指摘しておきたい。

それから、有害物質の混入の問題ですけれども、1つは5品目ということと、5品目以外のことをどう分離するか、排除するかということで、目視で全部そういったいろんな有害物の混入の検査は可能なのでしょうか。可能なら可能だと明確にしてください。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 現在、そういった産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準で、目視による展開検査、これを行いなさいということで定められておりますので、可能かどうかということにつきましては、法は可能であると現時点では判断しているのだと考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 先ほど聞きましたように、設置基準という法律はありますよね。この法律は守ったとしても——設置基準は守らないといけないのは当然のことですよ——

市民の方々の不安はまだ解決されていない。その一つは、水源の汚染のおそれがあるよということを申しましたし、地下水の問題では、今明確な安全だという担保はいただけませんでした。

それとあとは、もう一つは法律があつて法律を守ったとしても、今5品目以外の廃棄物の混入を完全に排除できないよという不安があるわけですね。しかし、今の法律ではそうなっているから大丈夫でしょうということだけで、本当に市民の不安が解消できますか。いろんな裁判が今起こっていることは、法律を守ったとしても分離できないから、いろんな有害物質が外部に流れたり水質を汚染したりということで、さっき裁判で訴えると言っていたけれども、それは後で質問しますけど、実際起こっていますよね。ですから、法律を守ったとしてもそういうことが起こるから、住民の不安が解決されていないわけなのですよ。どうやって安定5品目と他の有害物質を含めたら、それを分離できるのか。市長、もう一回明確に聞きますよ。法律ではそうなっているけれども、住民の不安は、それで大丈夫ですかと。明確に有害物質を分離することができますかと、その根拠を示してください。目視だけでは誰も信用できませんし、本当にできるのかなという不安は解消できません。どうですか、市長。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 現在のそういった法令で定められておりますものとか法的な基準で定められているものというものは、一応それで安全性が担保できるということでそういった法的な基準というものが定められております。先ほども言いましたように、議員の御指摘になっておられます5品目の安全性がどこまで担保できるのかとか、目視による展開検査には限界があるのではないかという御指摘は、確かにそういう御指摘があるでありましょうが、それは現在司法の場におかれまして判断が委ねられている状況でございますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 司法の判断のことを今聞いているわけではないのですよ。司法の判断は今、私も原告団の一人になっているけれども、それは今からやることなのですよ。私は、この竹原市として環境基本条例とか環境保全上の責務があるよという立場から、幾ら法律を守ってもこういった水質の汚染の心配があるよと、その不安がまだ地元住民をはじめとして解決できてないではないかと。市長として、竹原市として、住民の不安を解消していくのは当然ではないですか。そのことをあなたは、法律があるから知らないという

言葉ではないけど、法律に委ねるよということだけでは、それは極めて無責任だよ。最大限、市の情報として、こういったことをやる、安定品目とそれ以外の分はこういったふうにきちっと、住民の不安があるけれども、それを解消するために、こういった分離を完全にできるよ。だから、住民の不安は、そういう心配は要りませんということぐらいは、あなた言わなくちゃいけない、きちっとこの場で。だから、私はそれを求めているのではないですか。その分離ができないのなら、これは反対と明確に言わなくてははいけないよ。そこをもう一回答弁、市長はどう思うのかということですよ。

それとあと、5品目の分について、雨水等によって腐敗や変質はしない廃棄物なのですよという、安定5品目だから有害物質は漏れることはない、しかしいろんな科学的知見によって、以前安定だと、大丈夫だと言われたそのものの中から溶け出すよという危惧があるわけですよ。だから、こういった分についてもきちっと最大限説明をしなくてはいけないのではないですか。安定5品目が大丈夫だという、法律では決まっているか知らないけれども、変質しないという説明書はここにあるですよ。事業者が出した資料ですよ、これは。雨水等により腐敗や変質しない廃棄物なのですよとちゃんと書いてある。しかし、いろんな全国の事例や、住民が調べられて、こうやって書いてあるけど本当なのですかという疑問を持っているわけではないですか。だから、疑問について市として最大限の説明はするべきではないですか。もう一回、この安定5品目そのものから有害物質は溶け出すことはないのでしょうかということの説明です。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 済みません。市民の皆様の大変な御不安、そういう意味では、市といたしましても少しでも和らげていただけるような取組をしていきたいというのは、以前から考えているところでございます。そうした中で、まず1つは事業者がしっかりした説明をしないから市民の皆さんが不安を持たれるのだ、そういうことで、たとえ許可の後でも、しっかりと事業者に対して説明責任を果たすように県の方もしっかり指導すると言っていておられますので、市としてはそういった部分につきまして、市民の皆様の不安の払拭に努めてまいることとしております。市長答弁に最初ありましたように、本市が出しました3つの意見書の是正、課題となっている状況を少しでも是正するように県にお願いするとともに、三原市とも連携をとりながらやっていくというのが、一つの市民の皆様の不安の払拭でございます。

今、議員がおっしゃっている部分の不安は、これは先ほども言いましたように、法律の

判断に委ねない限り、はっきりと決着といいますか、そういうものがつかない部分の不安でございますので、それは司法の判断の方に委ねさせていただいておりますので、今後の経過を市といたしましても注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私は、さっき部長の答弁にありました、事業者がしっかり説明していないことにも大きな責任がありますよね。それと、私は市の姿勢にも問題があると。それは、環境基本条例というのがあるわけですよね。これは、理念であって規制措置ではないというのは、確かに個別の規制は書いていないのだけれども、私が今日あえて聞いたのは、環境基本条例の中にも、例えば18条で環境保全に関する学習や教育、学習の振興に努めなさいよということがあったら、あとは21条なんか環境保全に関する教育、学習の振興、そのための必要な情報を適切に提供するように努めると、市の役割はちゃんとここに書いてあるわけですよ、この中でも。だから、今からでも私は、あらゆる集めた資料、さっき言った事業者を呼んで、事業者と住民と市が主催でいろんな資料を集めて、この勉強会、学習会は今からでもできることではないですか。それはどうですか。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 本市の環境基本条例は、冒頭にも申し上げましたとおり、環境保全に係る理念でありますとか施策の方針、こういったものを定めているものでございます。先ほど議員の言われました、例えば18条の環境の保全に関する教育及び学習の振興等、これは環境とか美化、そういった衛生環境保全、こういったことに関する学習でありますとか広報活動、これを充実していくということを定めております。具体的に言いますと、例えば世界環境デーが実施されるということになりましたら、それを市内へしっかり広報してまいたり、クールビズやライトダウンの取組と啓発、また各事業所への呼びかけ、こういったことをやっていくことを想定しているものでございます。市民活動として行う環境美化や自然保護活動、こういったことを支援する出前講座の実施、こういったことをここに掲げているものでございます。また、21条につきましても、情報の提供ということでございますが、市民の皆様が自主的に行われる環境活動、これもやはり美化活動でありますとか、いろんな環境活動、こういったことが効果的に行われるように、先進地の事例でありますとか活動支援に必要な情報、こういったものを市として提供していく、こういったものでございます。この間、何度か御答弁させていただいておりますけれ

ども、この条例は個別具体的な規制や事業者の情報提供、こういったことを示しているものではございませんので、その辺のところを御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） こういった環境基本条例というのはすばらしい理念を定めていて、この目的第1条をよく読んでいただきたいと思うのですね。ですから、この環境保全についての理念を定めて、竹原市とか事業者、市民云々がありますけれども、この役割を明らかにすると。それで、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めることによって、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するのだということ、あなたは一面的にそういう事業を提供して学習会をすることではないよと、広報活動に限ったことですよというような、一面的に歪曲してやるからおかしくなるのだけれども、総合的に書いてあるわけですから、この理念をもう少しつかんで、私はなぜこれに基づいて、竹原市として今からでも事業者を呼んで必要な資料を集めて、きちっとした説明会を開こうとしないのか、先ほど部長は事業者がしっかり説明しないこともあるよということと言われるわけですからね。まず、こういった基本理念からも市として情報を集めて、市民を集めて、事業者を呼んできちっと説明してくださいという学習会なりをやることはできるのではないかと、やらなくてはいけないと思いますよね。そのことはやろうとしない、私は市の姿勢も大きな問題があるのではないかなと思います。

それで、時間も大分迫ってきましたので、市が出した意見書の扱いということで、第1番目には住民との協議の場、説明会を設けていろんな不安を解消していく、払拭していくよということが実行されていない。市の意見書にも、県にそこを強く求めています。ですから、今部長もあったように、事業者がしっかり説明していないところにも大きな問題があるよということになっているわけですが、市長として今後の扱いですよね。例えば、今裁判に訴えるというのがあったけれども、例えば今市が県に上げたり、事業者にお願いしている住民不安のための説明責任を果たしていない。これをやらせるためには、今もう建設がされていますからね。竹原市長として裁判にでも訴えて、この事業を差しとめて、住民の説明会、地域住民に対してこの事業の不安解消のための、不安を払拭するための説明をきちっとしなさいよということではないですか。市長、是非教えてください。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 今回のこの事業につきまして、事業者に対して何かを指導するという権限自体は広島県知事にしかないわけでございまして、そういうわけで竹原市単独で事業者に対して何かをするということは、基本的には難しいと考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 住民の不安が現在解消されていないのは事実です。今部長の答弁がありました。それで、さっき私もいろんな提案をしました。基本条例からの説明会を事業者に求めたらどうかとか、環境基本条例を根拠に。あれとか、市長自らが裁判に訴えて、まず工事を差しとめる。これをやって、事業者にきちっと説明を果たさせる。住民の不安を解消させるということも1つですよ。しかし、これが今できていない。工事だけはどんどん進められております。ですから、住民の不信感が募っているということなのです。それで、1つは今こういった説明会を開かれない、今の設置事業者ですよ。市として、誠意がある事業者と考えるのですか。もしそれが誠意がない事業者、説明会をやってくれと言っても、住民の不安を解消する努力をしてくれと言っても、言うことを聞かない、こういったことを私は誠意がない事業者だと思いますけれども、この場合は住民の不安が解消できない、そういった状態をこのまま放置するわけにはいかない。最後の市長の決断で、事業者に対して工事を中止してくれと、県に対しては工事をとめるように指導してくれという決断をしなくちゃいけない。このまま事業を市が自ら、求めている住民不安の解消が放置されて、このまま市長として放置するのですか。是非事業者に説明責任を果たさせるか、これができない、もし仮に説明したとして住民の不安が解消できなかったら、産廃場の中止を、白紙撤回を申し入れるべきではないですか、県や事業者に。是非そこは最後に市長が答えてください、最後に時間がないから。住民の説明会ができなかった、不安が解消できなかった、そういう時は市長が決断するしかない。工事をやっていたら、中止してくれと、県にはとめてくれということで決断ぐらいは、市長できるでしょう。答えてください、最後に。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 処分場ができること、このことによって地域の環境が悪化するということはあってはならないというふうに認識しております。事業者が関係法令を遵守した適正な管理運営を行って、住民の環境に対する不安を払拭するということは、これは県を通じ求めなきゃいけないこととしておりますし、これまでも竹原市として、また三原市と

してそのことを県に求めています。また、県は今回の許可処分をされる時に、事業者への指導を適切に行うということを強く述べられているというものでございます。我々として、引き続きこれらの要請を継続的に行っていくとともに、三原市と連携して適切な対応を求めてまいりたいというふうに思っております。

議長（大川弘雄君） 以上をもって14番松本進議員の一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

議事の都合により、6月16日午前10時から会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後3時39分 散会